

西毛地域森林計画書

(西毛森林計画区)

計画期間 { 自 令和7年4月1日
至 令和17年3月31日 }

群馬県

目 次

I 計画の大綱

1	森林計画区の概況	1-1
	(1) 自然的背景	
	(2) 社会経済的背景	
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	1-5
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	1-6

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1-7
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1-8
	1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
	2 その他必要な事項	
第3	森林の整備に関する事項	
	1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く。）	1-12
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
	2 造林に関する事項	1-15
	(1) 人工造林に関する指針	
	(2) 天然更新に関する指針	
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
	(4) その他必要な事項	
	3 間伐及び保育に関する事項	1-19
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
	(2) 保育の標準的な方針に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
	4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	1-21
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針	
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	

(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項-----	1-24
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 林産物の搬出方法等	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項-----	1-26
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項-----	1-30
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項-----	1-33
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項-----	1-35
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する指針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項-----	1-36
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3) 林野火災の予防の方針	

(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項-----	1-37
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積-----	1-38
2 間伐面積	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
4 林道の開設及び拡張に関する計画-----	1-39
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画-----	1-48
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の 方法及び時期-----	1-50
第7 その他必要な事項-----	1-51
1 保安林その他制限林の施業方法	
2 その他必要な事項	

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況-----	2-1
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
(2) 地況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別生産額	
(5) 産業別就業者数	
2 森林の現況-----	2-4
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 制限林普通林別森林資源表	
(3) 市町村別森林資源表	
(4) 所有形態別森林資源表	
(5) 制限林の種類別面積	
(6) 樹種別面積・材積表	
(7) 特定保安林の指定状況	
(8) 荒廃地等の面積	
(9) 森林の被害	
3 林業の動向-----	2-20
(1) 保有山林規模別林家数	

	(2)	森林経営計画の認定状況	
	(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	
	(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	
	(5)	林業事業体等の現況	
	(6)	林業労働力の概況	
	(7)	林業機械化の概況	
	(8)	作業路網等の整備の概況	
	(9)	その他	
4		前期計画の実行状況（過去5年間）	2-29
	(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
	(2)	間伐面積	
	(3)	人工造林及び天然更新別面積	
	(4)	林道の開設及び拡張の数量	
	(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
		ア 保安林の種類別の面積	
		イ 保安施設地区の面積	
		ウ 治山事業の数量	
	(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	
5		林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）	2-31
	(1)	森林より森林以外への異動	
	(2)	森林以外より森林への異動	
6		森林資源の推移	2-32
	(1)	分期別伐採立木材積等	
	(2)	分期別期首資源表	
7		その他	2-34
	(1)	年度別森林資源表（県計）	
	(2)	持続的伐採可能量	

本書表中の表記について

- ① 「0」は端数処理（四捨五入）の結果、単位に満たないものである。
- ② 「-」は該当がないものである。
- ③ 端数処理（四捨五入）により、総数欄・計欄の数値と内訳の合計は一致しない場合がある。

I 計画の大綱

本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき、全国森林計画に則して地域森林計画の対象とする森林について必要な事項の検討を行い、地域の状況、過去の実績等を勘案して樹立した地域森林計画です。この計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日の10年間です。

1 森林計画区の概況

西毛森林計画区は、地域の特性から神流川地域、鎚川地域、碓氷川・烏川地域の3地域に分けられます。

神流川地域は藤岡市・多野郡（1町1村）、鎚川地域は富岡市・甘楽郡（2町1村）、碓氷川・烏川地域は、安中市、高崎市からなり、計画区全体では、4市3町2村となっています。

（1）自然的背景

ア 地勢

本計画区は、県の南西部に位置し、南は埼玉県、西は長野県に接しており、総面積は170,088haで、県総面積の27%を占めています。

計画区の東端は関東平野の一角となっており、西部は関東山地の急峻な山岳地帯となっています。

神流川地域、鎚川地域においては、東部は丘陵地帯とそれに囲まれた平坦地ですが、西部に向かって標高が高まり、県境では三国山（標高1,834m）から分岐して走る急峻な山脈が連なっています。

また、碓氷川・烏川地域においては、北部から西部は、榛名山（1,449m）、浅間隠山（1,757m）、妙義山（1,104m）等からなる山岳地帯となっていますが、南東部には関東平野の平坦地が広がっています。

イ 地質及び土壌・植生

地質は、荒船山から稲含山を通り西御荷鉾山を結ぶ線の南側には、中・古生代の地質が広がり、西御荷鉾山の北側から藤岡市（旧鬼石町）には、三波川変成岩が分布しています。榛名山から烏川の北側には、火山噴出物が多く、南牧村北側から妙義山を通り烏川西側には、新第3期層が多くなっています。

土壌は、計画区内の大部分を褐色森林土壌（適潤性、乾性、湿性）が占めています。

植生は、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林帯）は、海拔450m～600mを上限として、ブナクラス域（夏緑広葉樹林帯）に移行しています。ヤブツバキクラス域では、スギ・ヒノキ・アカマツの造林地やコナラ・クリ等が分布しています。ブナクラス域は、1,500mを上限とし、スギ・ヒノキ・アカマツ・カラマツの造林地や、ミズナラ・クリ・ブナ等が分布しています。

(2) 社会経済的背景

ア 地域経済圏の概況

本計画区は、古くから交通の要衝として産業・経済が発達した高崎市を中心とする平野部と、高度経済成長期以降の若年人口の流出により、集落の過疎化・高齢化が進んでいる山間部とを合わせ持っています。

碓氷川・烏川地域、鐺川地域では、上信越自動車道、国道18号線、国道254号線などの道路や北陸新幹線等の交通網が比較的整備されています。

神流川地域においては高速道路・鉄道から離れた地域として交通網の整備が遅れていましたが、上野村と南牧村を結ぶ「ふるさと林道湯の沢線」が開通するなど、計画区全体において、短時間でインターチェンジや新幹線駅等にアクセスできるような道路整備が進みました。

山間部は豊かな緑と地域の資源を見直す取組がなされており、交通網の整備とともにこの環境を活かした地域発展が望まれます。

イ 産業の状況

本計画区は、冬季の積雪が少ないことや、高速道路等により利便性が向上したことなどから都市住民の憩いの場として多くの人々が訪れています。各地域の産業の概要は以下のとおりです。

○神流川地域

この地域の産業は、みそや木工製品など家内工業的な産業が多くなっています。一次産業では、洋蘭、トマト、きのこ等の施設園芸作物のほか、有機農業による農産物が栽培されています。従事者・生産額では二次・三次産業の割合が高く、中でも輸送機器や電気機器等の製造が盛んです。また、平成18年から県内で最大規模の製材工場と原木市場を併設した「県産材センター」が稼働しており、年間約45,000 m³の国産材を消費しています。

観光レクリエーションの面では、関東一の水質を誇る神流川を中心に、西部県境から赤久縄山、御荷鉾山にかけての西上州の山岳地域は、優れた自然環境に恵まれています。また、冬桜の名所桜山や鍾乳洞のある不二洞等の観光資源を有しているほか、神流川の上流では、現在、上野村と神流町が森林サービス産業推進地域に登録される等の森林サービス産業が盛んになっています。

○鐺川地域

この地域は、古くから特産のこんにゃく、ねぎを中心に、きのこ・花卉・果物の生産等が行われています。また、国産材を専門に挽く中、小の製材工場があり、建築業者との連携による県産材の振興に取り組んでいます。その他、食料品の生産が、下仁田町、南牧村、甘楽町で盛んに行われています。

観光レクリエーションの面では、西部県境から妙義山にかけた地域が妙義荒船佐久高原国定公園に指定されており、県立森林公園「さくらの里」とともに優れた自然景観を呈しています。

○碓氷川・烏川地域

高度な商業集積を持つ高崎市を中心に二次・三次産業が発達しており、製造業では電気機器の製造が盛んです。また、都市の周辺部から山間地域にかけてはウメ、ナシ、ブドウ等の果物の生産が盛んに行われています。

地域の北西部には、県立榛名公園、上信越高原国立公園、妙義荒船佐久高原国立公園があり、都市から山地帯、更に景勝地に至る土地利用が高度に発達した地域です。

ウ 人口の状況

本計画区における人口は534,500人（令和6年9月）で県人口の28%を占めています。

神流川地域、鐮川地域においては、115,132人で県人口の6%となっており、人口密度は126人/km²と県全体の297人/km²の半分よりも低くなっています。西部の山間地は急峻な地形により主要な産業が育ちにくいことから、人口減少率の高い町村が多い地域となっています。

碓氷川・烏川地域においては、419,368人で県人口の22%となっており、人口密度は570人/km²と高くなっています。高崎市の経済圏にあり産業活動が活発であることから、市街地近郊では人口の増加が見込まれるものの郊外では人口が減少しており、全体としても人口減少傾向にあります。

エ 林業の概況

本計画区の民有林面積は84千haで、県内民有林の36%、蓄積は32,075千m³で、県内民有林の44%を占めており、面積・蓄積ともに県内の4計画区の中で最大となっています。また、民有林の人工林率も55%と県全体の48%に比べ高い値となっており、県内有数の林業地帯として、早くからスギ、ヒノキ等の造林が盛んに行われてきたことがうかがえます。各地域の林業の概況は以下のとおりです。

○神流川地域、鐮川地域

民有林56千ha（76%）、国有林18千ha（24%）からなっており、県内では国有林の占める比率の低い地域となっています。

民有林の人工林面積は31千haでその蓄積は18,274千m³となっており、森林1ha当たりの蓄積も584m³と他の地域に比べると大きく、人工林を主体に森林資源が充実している地域です。

特に神流川地域の東部を中心とした御荷鉾林業地帯及び鐮川地域の西部を中心とした鐮川林業地帯は、スギを主体の県内有数の林業地帯となっています。そのため、県内素材の集散地となっており、特に群馬県素材生産流通協同組合は藤岡市の県産材センター内に素材共販のための原木市場を有しており、西毛地域最大の取扱量となっています。

鐮川地域においては、地元の豊富な木材資源を背景に、富岡市における製材団地や下仁田町の産地型製材工場群が成立し、多様な製材品を生産しています。

神流川地域においては、原木市場と製材加工施設からなる「県産材センター」が藤岡市（旧鬼石町）にあり、県内各地から原木が持ち込まれるなど流通加工体制が整っており、地域の素材生産に貢献しています。

県産材センターの「県産材加工協同組合」では、製材品の全量を人工乾燥し、モルダー加工して出荷しているほか、富岡市・下仁田町・甘楽町では、建築部材に応じて、人工乾燥機を使い分けるなど、木材の高付加価値化の取組がなされています。

特用林産物では、しいたけ生産において共同出荷体制が整備された当地域は、県内最大のしいたけ産地となっており、また、高崎市（旧吉井町）では、機械化され

た大規模施設でなめこ生産が盛んで、いずれも山村地域の重要な産物になっています。

○碓氷川・烏川地域

民有林27千ha（71%）、国有林11千ha（29%）からなっており、国有林の占める比率は低くなっています。

民有林の人工林率は52%、針葉樹のha当たりの蓄積は564m³と人工林を中心とする森林資源の成熟度は高い状態にあります。

当地域の製材工場は、都市近郊という立地条件から規模的にも小規模で、外材製品を主体とする木材流通から、その生産量も低位にあります。

また、特用林産物では、近郊山間地域において、生しいたけやなめこ、まいたけの生産が活発に行われています。

オ 森林組合の現況

森林組合は神流川地域、鐺川地域においては6組合あり、その平均経営面積は5,755ha（組合員所有面積）であり、作業班員89人は県全体の39%を占め、林産事業量も県内森林組合の25%を占めています。

碓氷川・烏川地域においては、森林組合は2組合となっています。作業班員数は23人と少ないですが、平均経営面積は6,972ha（組合員所有面積）、林産事業量は県内森林組合の12%となっています。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5カ年分の実行結果の概要及びその評価は次のとおりです。

伐採立木材積については、主伐は計画260千 m^3 に対して実行178千 m^3 (実行歩合68%)、間伐は計画800千 m^3 に対して実行1,026千 m^3 (実行歩合128%)でした。また、間伐面積については、計画10,000haに対して実行3,548ha(実行歩合35%)でした。間伐面積の実行歩合は計画の35%でしたが、高蓄積の林分の伐採が多かったため、伐採立木材積は全体で実行歩合128%とほぼ計画どおりでした。

人工造林の面積については、計画770haに対して実行87ha(実行歩合11%)、天然更新の面積については、計画310haに対して実行49ha(実行歩合16%)でした。依然として、素材生産が間伐主体で、皆伐が進まなかったことから、伐採面積が少なく、更新の面積も少なかったものと思われます。

林道の開設及び拡張については、開設は計画18.6kmに対して4.6km(実行歩合25%)、拡張は計画217.4kmに対して15.7km(実行歩合7%)でした。近年の集中豪雨等による災害への対応等により、進捗が遅れたものと思われます。

保安林の整備については、水源涵養のための保安林は計画346haに対して実行7ha(実行歩合2%)、災害防備のための保安林は計画105haに対して実行142ha(実行歩合135%)、保健、風致の保存等のための保安林は計画9haでしたが実行はありませんでした。森林境界の不明瞭化や、森林所有者の不在村化等により保安林指定の承諾を得ることが困難なことから、整備が進まないものと思われます。

治山事業については、山地治山は計画90箇所に対して実行79箇所(実行歩合88%)、水源地域整備は計画2箇所に対して実行2箇所(実行歩合100%)、保安林整備は計画14箇所に対して実行12箇所(実行歩合86%)でした。全体で実行歩合がほぼ計画どおりでした。

※実行結果の詳細は(附)参考資料 4 前期計画の実行状況(過去5年間)を参照

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、県土の保全、水源の涵養及び地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

とりわけ、本県の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すことが重要です。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望まれます。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	83,596	
西部環境森林事務所	27,354	
高 崎 市	17,678	
安 中 市	9,676	
藤岡森林事務所	28,821	
藤 岡 市	10,188	
上 野 村	10,100	
神 流 町	8,533	
富岡森林事務所	27,421	
富 岡 市	4,719	
下 仁 田 町	12,743	
南 牧 村	7,120	
甘 楽 町	2,838	

(注)

1. 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の
民有林とします。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同
法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」及
び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象です。
3. 森林計画図の閲覧場所は、群馬県環境森林部林政課、西部環境森林事務
所、藤岡森林事務所及び富岡森林事務所とします。また、群馬県統合型地
理情報システムに搭載します。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ります。

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本計画区の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりです。

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公 益 的 機 能	水源涵養機能	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止（落石防止、土石流発生防止・停止促進）／土砂流出防止／土壌保全（森林の生産力維持）／その他の自然災害防止機能（雪崩防止など）	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対

機能	、汚染物質吸収) / 快適生活環境形成(騒音防止、飛砂防止、防風、防雪、アメニティ)	する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	療養(リハビリテーション) / 保養(休養、散策、森林浴) / レクリエーション(行楽、スポーツ等)	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	景観(ランドスケープ)・風致 / 学習・教育(生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場) / 芸術 / 宗教・祭礼 / 伝統文化 / 地域の多様性維持(風土形成)	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	遺伝子保全 / 生物種保全(植物種保全、動物種保全(鳥獣保護)、菌類保全) / 生態系保全(河川生態系保全)	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材(建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材)の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能について、その機能が効果的に発揮される機能ごとの森林の整備・保全の考え方は次のとおりです。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
山地災害防止機能 / 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能 / 土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然</p>

	<p>条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとします。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

単位 面積:ha 蓄積:m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	45,231	44,691
	育成複層林	539	638
	天然生林	36,186	35,975
森林蓄積		391	409

(注)

育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業
- 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業
- 3 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- 4 参考（現況）については、令和7年4月1日時点の数値。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

*4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要、森林の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえるとともに、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等の観点から、必要に応じて所要の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は以下に示すとおりです。また、特定の森林においてどのような伐採方法を妥当とするかは市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

ア 伐採方法について

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

(イ) 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とします。

イ 森林の区分別の施業の指針

(ア) 育成単層林

気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等から見て、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

- a 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮します。また、林地の保全、なだれ、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採します。

(イ) 育成複層林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して実施することとします。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によるものとします。
- b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。
- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮します。

(ウ) 天然生林

天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系から見て人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うこととします。

伐区の設定に当たっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるためのものではありません。

また、成長の早い特定苗木や早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、適切な時期に伐採するものとします。

単位：年

樹		種				
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
					用材	その他
35	40	35	40	60	70	15

(注) 広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努めるものとします。

人工造林の対象樹種、標準的な方法及び人工造林を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が人工造林を行う際の規範となります。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市町村内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹とします。また、苗木の選定については、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要の造林樹種について、下表の植栽本数を基礎とし、既往の植栽本数を勘案し、仕立ての方法別に定めるものとします。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないよう、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請等に応じて幅広く定めるものとします。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒノキ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
アカマツ	中仕立て	4,000
カラマツ	中仕立て	2,500
	疎仕立て	2,000

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮します。

b 植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

なお、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮するものとします。

樹種	地拵えの方法	植栽の時期	植付けの方法
スギ・ヒノキ	全刈	4月～6月	普通穴植え
アカマツ・カラマツ	全刈	3月～5月	普通穴植え

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(3)に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実に行います。

なお、市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを旨として次のとおりとします。

伐採の方法	期 間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象樹種、標準的な方法及び天然更新を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が天然更新を行う際の規範となります。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおり定めます。

区 分	対象樹種
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽、天然下種及びこれらの組合せにより適確な更新を図ることとします。

なお、天然更新の対象樹種について、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数を次のとおり定めます。

区 分	本 数
期待成立本数	10,000本/ha
天然更新すべき立木の本数	期待成立本数に10分の3を乗じて得た本数

天然更新補助作業の標準的な方法として、ぼう芽更新箇所では、ぼう芽を促進するため、上木の伐採等により十分な照度を確保するほか、ぼう芽の発生状況に応じ、芽かき、植込み等を行うこととします。

天然下種更新では、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所について、枝条類の除去、かき起こし等を行います。さらに、発生した稚樹の生育を促進するため、生育の阻害となるササなどの刈り出しを行うほか、幼樹の発生が不十分な箇所には新たに植込みを行い森林の回復を図ることとします。

また、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、対象樹種の稚樹が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できると見なされる状態を持って更新完了とします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実な更新を行います。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による主伐後の適確な更新を図ります。

a ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況

- b 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- c 林床や地表の状況
- d 病虫獣などの被害の発生状況

また、当該森林での植栽にあたっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとします。

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐保育の実施状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とすることとします。特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が間伐を行う際の規範となります。

樹種	施業体系 (植栽本数/地位級)	間伐時期(年)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			原則として 密度管理図 を使用
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31			
	〃 (伐期80年)	17	23	31	44	69	
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30			
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36			
	〃 (伐期80年)	21	27	36	53		
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28			
	〃 (伐期80年)	16	21	28	40		
カラマツ	2,500本/地位級Ⅲ	18	23	29			
	〃 (伐期80年)	18	23	29	40		

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往の保育の方法を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定め、状況に応じて下刈り回数を削減や実施期間を短縮することに努めるものとします。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1				
	アカマツ	1	1	1	1	1	1					
	カラマツ	1	1	1	1	1	1					
	コナラ	1	1	1	1	1						
つる切	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				
除伐	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急を実施する必要のあるものは、積極的に間伐・保育を推進することとします。

(3) その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を、地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総合的に勘案の上、市町村森林整備計画の計画事項として定めるものとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」に区分します。

(それぞれの機能については本計画第2 表1 参照)

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

(区域設定の考え方)

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周囲に存する森林を、水源涵養機能維持増進森林の区域として設定します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林を、山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林の区域として設定します。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等から見て風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定します。

(エ) 保健文化機能（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記の森林については、保健文化機能維持増進森林の区域として設定します。

- ・ 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林（保健・レクリエーション機能）
- ・ 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成す

る森林（文化機能）

- ・ 原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林（生物多様性保全機能）

イ 森林の施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林における区域別の森林の施業の方法は次のとおりとします。なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

区域ごとの施業指針

区 域	施業方法
水源涵養機能維持増進森林	<p>○ 伐期の間隔の拡大</p> <p>○ 皆伐については次の条件のいずれかに該当する森林は伐採面積の規模を縮小する</p> <p>(地形)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標高の高い地域 ・ 傾斜が急峻な地域 ・ 谷密度の大きい地域 ・ 起伏量の大きい地域 ・ 溪床又は河床勾配の急な地域 ・ 掌状型集水区域 <p>(気象について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年平均又は季節的降水量の多い地域 ・ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
<p>山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林…①</p> <p>快適環境形成機能維持増進森林…②</p> <p>保健文化機能維持増進森林（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）…③</p>	<p>○ 次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施</p> <p>① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林</p> <p>② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等</p> <p>③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の</p>

	<p>保護のため必要な森林（択伐に限る）等</p> <p>○上記以外の森林は複層林施業を実施</p> <p>○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能</p> <p>○長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る</p> <p>○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施</p>
--	--

（２） 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域を次のとおり設定することとします。

この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を次のとおり設定することとします。

この際、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

（区域設定の考え方）

・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能維持増進森林の区域として設定します。

・ 特に効率的な施業が可能な森林

木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力や傾斜等の自然的、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を、特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定します。

イ 森林の施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

（３） その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、整備を進めていきます。

また、林道等の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

なお、様々な目的で利用される林道の維持管理として、法面の保全や舗装等、通行の安全を確保するための必要な改良を行っていきます。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	284	634.0
うち林業専用道	9	10.0

注：令和5年度までの累計の実績である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの基本的考え方

下表を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を推進します。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	うち基幹路網
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	110以上	30～40以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	85以上	23～34以上
	架線系 作業システム	25以上	
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	60(50)以上	16～26以上
	架線系 作業システム	20(15)以上	
急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	5以上	5～15以上

注1：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

4：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

本県の人工林は、10歳級以上の森林が面積で5分の4を占め、木材資源は量的・質的にも充実しており、造成した森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えています。

このため、地域の森林資源の状況や地形、既存の路網の状況等を勘案し、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域を路網整備等推進区域として設定し、利用間伐や択伐、皆伐による木材生産を促していきます。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道の開設にあたっては、林道規程を遵守することとし、林業専用道及び作業道においては、「群馬県林業専用道作設指針」及び「群馬県森林作業道作設指針」等に則り開設するものとし、間伐をはじめとする森林整備や木材搬出のため、作業の効率化と経済性を確保した規格・構造とし、高性能林業機械の使用に適合するきめ細やかな路網を整備します。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

伐採・搬出にあたっては、主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、地形等の条件に応じて適切な搬出方法で行う。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当林分なし

(6) その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業者への委託を進めます。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めます。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーや、林業事業者のこれからの経営を担う森林経営プランナーの育成を進めます。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進めます。

イ 森林所有者が共同して行う森林施業の促進方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自ら実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業者の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業者を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努めるものとします。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業による経営に転換できるよう低コスト林業の確立に取り組むほか、素材生産事業者等との連携を通じて、協業・共同化方式による組織・経営基盤の強化に努めます。

イ 林業従事者の養成・確保

林業従事者の確保・養成を図るためには、職場環境や労働条件の改善が必要です。

林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業していますが、離職する者も多い状況にあります。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働負荷の軽減のほか、労働災害防止の取組、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善等の取組を支援するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に務めます。

ウ 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況です。

一方、「団塊の世代」と言われる人々の定年退職した人々が、徐々に出生地へ戻って農林業に取り組む動きやきのこ等の特用林産物を主軸にした若者の農山村回帰もあちこちにみられるようになりました。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進します。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業労働力の減少と林業従事者の肉体的な軽減を図るため、以下のような機械化を促進し、作業体系の合理化を図ります。

ア 高性能機械の導入の促進

生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、高性能機械を利用した作業システム及びICTを活用した木材生産管理システムの導入を促進するものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーター等の養成、機械の共同利用化等、機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な基盤整備に努めるものとしします。

イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムの目標は次のとおりです。

区分		高性能機械	改良在来型
皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ—フォワーダ	チェーンソー—トラクター—チェーンソー—林内作業車
	傾斜地	チェーンソー—タワーヤーダ—プロセッサ	チェーンソー—集材機—チェーンソー
非皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ—フォワーダ	チェーンソー—林内作業車
	傾斜地	チェーンソー—スイングヤーダ—小型プロセッサ—フォワーダ 自走式搬器	チェーンソー—小型集材機—チェーンソー—林内作業車

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材生産流通の合理化

木材価格が一段と低迷する中で、伐採が手控えられ非皆伐型の木材生産が中心になっています。

非皆伐型の施業で、素材の安定的な供給を確保するためには、小面積の施業地を集団化して、間伐作業に適した高密な路網を整備することと地域の実情に応じた高性能林業機械を利用した効率的な素材生産システムを構築することが必要です。

先進的な地域では既に効率的な素材生産システムが確立されています。森林組合等林業事業者がこうした素材生産システムの導入が図れるよう、現地検討会及び講演会等の開催を通じて、普及を図ります。

イ 木材加工体制の強化

建築基準法の一部改正、住宅の品質確保の促進等に関する法律の制定等に伴い、住宅資材である木材に対しても、乾燥・強度などの性能を表示し、寸法精度や品質が一定な木材を安定的に供給することが求められています。これらの要請に対応し、また、外材や国内他産地材に対抗可能な製品を供給するため、乾燥施設を始め製材施設の近代化、合理化に努めるものとします。

また、品質・強度の明確なJAS製材品の供給体制の強化に努めるものとします。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じて、また、森林組合と素材生産事業者との連携を促進し、素材から製材品さらには林地残材、製材端材等、木質バイオマス全体を利用する取組を支援します。

加えて、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進します。

(6) その他必要な事項

ア 特用林産物生産の振興

本計画区は、「しいたけ」、「なめこ」の県内での主要な産地となっており、これらのきのこ類の生産は、農山村の重要な産業となっています。しかし、大手企業の参入、産地間競争などの影響で価格が低下傾向となっています。

今後、きのこ産業の一層の振興を図るため、生産施設を整備し生産量の増大を図るとともに、健康食品としてのきのこの普及宣伝を行い消費拡大に努めます。また、多様なきのこ栽培の展開を支援し、新たな品種の栽培技術の普及定着を促進します。

イ 森林の新たな価値の創出

森林には木材生産以外に、脱炭素、生物多様性、空間利用等の様々な価値があることを踏まえ、地域における森林を活用した新しいビジネスの創出を促進します。

ウ 多様な実施主体による森林整備の推進

企業や各種団体による森林の整備活動を社会貢献活動として位置づけ、この活動を支援、推進し、森林の有する公益的機能の一層の発揮を促すとともに、この活動を端緒に県民の森林保全、環境保全意識の高揚を図り、森林管理の担い手の再構築を目指します。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定めます。

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地 区 (林 班)			
総 数		35,385		
高崎市	右の林班の全部	8,275	下記に 記載	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 干害防備保安林 落石防止保安林 保健保安林 風致保安林
	右の林班の一部			
藤岡市	右の林班の全部	2,725		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 保健保安林
	右の林班の一部			
富岡市	右の林班の全部	998		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 風致保安林
	右の林班の一部			

所 在		面 積	留意すべき事 項	備 考				
市町村	地 区 (林 班)							
安中市	右の林班の全部	97、98、99-1、113、114、119、135、176	4,795	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 保健保安林				
	右の林班の一部	1、7、12-2、17、18、19、20、21、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44-1、44-2、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、72、73、75、76、77、79、82、85、87-2、89-1、90、91、92-1、92-2、93、94、95、96、100、101、102、103、104、105、106、107-1、107-2、108、109、110、111、112、115、116、117、118、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169-1、169-2、169-3、170-1、170-2、171-1、172、173、174、175、177、178、179、180、181						
上野村	右の林班の全部	13-1、13-2、41、42、49、50、51、53、54、55、56、57、58			5,810	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 落石防止保安林		
	右の林班の一部	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、15、17、18、19、20、21、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、46、48、52						
神流町	右の林班の全部	44、46、54、55、73			3,304	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 保健保安林		
	右の林班の一部	1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、3-3、3-4、4、5、6-1、7-1、7-2、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23-2、23-3、23-4、24、26、27、28、29、30、31-1、31-2、32-1、32-2、32-4、32-5、33-1、33-3、33-5、33-6、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、45、47、48、50、51、52、53、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87						
下仁田町	右の林班の全部	30、31、32、33、34、38、39、119					6,140	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 風致保安林
	右の林班の一部	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、18、20、22、23、24、25、26、27、28、29、35、36、37、40-1、41、42-1、42-2、43、44、45、47、48、50、51、53-2、54、55、57、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110-1、110-2、111、112、113、114、115、116、117、118、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158						
南牧村	右の林班の全部	24	2,843	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 落石防止保安林				
	右の林班の一部	1、2、3、4、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93-1、93-2、94、95						
甘楽町	右の林班の全部	27、28	494	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 落石防止保安林 保健保安林				
	右の林班の一部	3、4、5-1、5-2、8、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、24、25、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、47、49、51、52、53、54						

留意すべき事項

- 1 森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努めるものとします。また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮するものとします。
- 2 保安林については、各保安林の指定施業要件によるものとします。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当林分なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を十分留意して実施地区の選定を行うものとします。

形質変更に伴う切取、盛土は、法面の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護工（緑化工、土留工等）及び排水施設等を設け、その形質の変更過程における災害防止対策としての施設設置を行う等、林地保全に適切な措置を講じるものとします。その際、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災設備の設置、森林の適正な配置など改正された開発行爲の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を適正に運用するものとします。

また、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する地域においては、それらへの影響の軽減に取り組むものとします。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安施設地区に関する方針

保安施設事業を行う必要があると認められる場合には、保安施設地区の指定を行うものとするが、事業の実施に必要な区域が保安林又は保安林予定森林である場合は、指定を省略できるものとしします。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとします。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講じます。

その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえて、必要に応じて在来種による緑化等、生物多様性の保全に努めます。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林とは指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとしします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、市町村、森林組合等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整及び標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、空中写真等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

野生鳥獣による造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化し、森林の持つ公益機能が損なわれるとともに森林資源の循環利用にも支障が生じています。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の森林における鳥獣害の状況及び鳥獣の生息状況から想定される被害発生のおそれの程度を勘案して、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定することとします。また、鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の別に鳥獣害の防止の方法及びその他必要な事項を定めるものとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ、市町村が把握している森林被害の状況、学識経験者からの助言及び森林組合や森林所有者、地元住民等からの情報に基づき、対象鳥獣による被害が発生している森林及び被害の発生のおそれのある森林について、対象鳥獣の別に、林班を単位として「鳥獣害防止森林区域」を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。

(2) その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努めるものとします。また、同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努めるものとします。

また、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整等、関係行政機関等と連携した対策を推進することとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

日常の監視を通して、病虫害等による被害を早期に発見し、適切な対応に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとします。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3の(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の状況や被害発生地の特徴など、詳細な情報収集に努めることとします。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災が増加しています。このため、林野が最も乾燥する春先を中心に、森林保全巡視指導員や森林組合、環境（森林）事務所による巡視や、林野火災予防のための啓発活動を行います。あわせて、ゴミの不法投棄や無許可伐採に対し、適切に対処します。

また、林野火災予防等の普及啓発を図るため、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行い、林野火災予防体制の強化に努めます。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

各種の森林被害を防止するため、森林所有者や森林保全巡視指導員・森林保全推進員等による巡視活動を推進します。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備等、森林資源と利用の一体的な整備の推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

なお、森林保健施設の建築物については、高さを対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満とすること、原則木造とすること、適切な色彩とすること等により、自然との調和を図ることとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する必要があります。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、下表のとおり計画します。

単位：材積：1,000 m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,000	1,790	210	820	610	210	1,180	1,180	-
うち前半5年分	980	880	100	390	290	100	590	590	-

2 間伐面積

間伐面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	14,600
うち前半5年分	7,300

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2,640	720
うち前半5年分	1,250	360

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		高崎市	久能沢	0.3	256	○		
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	鷹石	0.3	35	○		
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	内ノ沢	1.8	50	○		
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	八重押新山	1.7	72	○		
			高崎市計	4 路線	4.1	413			
開設	自動車道		安中市	雉子ヶ尾檜山	1.9	76	○		
			安中市計	1 路線	1.9	76			
西部環境森林事務所計				5 路線	6.0	489			

開設	自動車道		藤岡市	根際	0.1	287			
開設	自動車道		藤岡市	八木沢	0.1	98			
開設	自動車道		藤岡市	千の沢	0.1	95			
開設	自動車道		藤岡市	八塩	0.1	119			
開設	自動車道		藤岡市	高瀬	0.1	123			
開設	自動車道		藤岡市	雲尾	0.2	46			
開設	自動車道		藤岡市	小平塩沢	0.1	29			
開設	自動車道		藤岡市	根際栢ヶ舞	0.1	119			
開設	自動車道		藤岡市	細尾	0.1	193			
開設	自動車道		藤岡市	塩沢坂元	0.1	77			
開設	自動車道		藤岡市	保美濃山	0.2	18			
開設	自動車道	林業専用道	藤岡市	白水沢支	2.1	25			
開設	自動車道	林業専用道	藤岡市	高畑支	2.5	15	○		
			藤岡市計	13 路線	5.9	1,244			

単位 延長：km, 面積：ha

開設	自動車道		上野村	赤屋	0.1	31			
開設	自動車道		上野村	神寄沢	0.2	144			
開設	自動車道	林業専用道	上野村	奥名郷支	0.8	49			
開設	自動車道		上野村	日影平	0.1	59			
開設	自動車道		上野村	大平	0.1	28			
開設	自動車道		上野村	北沢	0.1	138			
開設	自動車道		上野村	品塩山	0.3	200			
開設	自動車道		上野村	湯の沢	0.1	39			
開設	自動車道		上野村	井戸沢	0.1	35			
開設	自動車道		上野村	諏訪山	0.1	158			
開設	自動車道	林業専用道	上野村	塩の沢	0.8	34			
開設	自動車道	林業専用道	上野村	馬放場	0.1	54	○		
			上野村計	12 路線	2.9	969			
開設	自動車道	林業専用道	神流町	長久保	2.0	25	○		
開設	自動車道	林業専用道	神流町	サス平	0.8	27			
			神流町計	2 路線	2.8	52			
藤岡森林事務所計				27 路線	11.6	2,265			

開設	自動車道		富岡市	新屋	0.3	30	○		
			富岡市計	1 路線	0.3	30			
開設	自動車道	指定林道	下仁田町	奥山六車	2.7	613	○		
			下仁田町計	1 路線	2.7	613			
開設	自動車道	指定林道	南牧村	奥山六車	2.7	753	○		
開設	自動車道		南牧村	野々上	1.0	49	○		
			南牧村計	2 路線	3.7	802			
開設	自動車道		甘楽町	草喰八丁河原	4.3	1,309	○		
			甘楽町計	1 路線	4.3	1,309			
富岡森林事務所計				5 路線	11.0	2,754			
西毛森林計画区計				37 路線	28.6	5,508			

単位 延長：km，面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		高崎市	乗附	0.4		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	上乘附	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	小塚	0.4				改良
拡張	自動車道		高崎市	白衣小塚	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	榛倉	2.0		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	久能沢	5.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	久能沢支	0.2				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	上野元三沢	1.6		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	上野元三沢支	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	四ツ目尾根山	2.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	宮原大萱	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	赤竹	2.6				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	坂倉	0.8				改良
拡張	自動車道		高崎市	境沢	1.1				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	陣田	0.2				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	長井	2.9				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	赤沢	2.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	石津三ツ玉	5.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	一倉	0.7		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	一倉支	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	赤竹支	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	蘭津	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	杏ヶ岳	3.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	小和田	1.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	水落	0.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	水落支	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	三ツ丸大平	2.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	岩水	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	寺ノ平	3.1				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	杖の神峠	2.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	坊峯	0.9				改良
拡張	自動車道	林業専用道	高崎市	中尾根	0.1		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	前ノ沢	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	井戸窪	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	室の沢日向	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	音羽山	0.6				改良
拡張	自動車道		高崎市	芦の沢	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	東榛名山	1.0				改良
拡張	自動車道		高崎市	糠塚	3.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	南榛名山	2.6		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	碓原夕日	2.2				改良・舗装

単位 延長：km，面積：ha

拡張	自動車道		高崎市	岩城大日蔭	0.2			改良
拡張	自動車道		高崎市	伏間赤仁田	3.0			改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	筒井沢	3.3	○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	大久保大日蔭	0.5	○		改良
拡張	自動車道		高崎市	長久保	0.3	○		改良
拡張	自動車道		高崎市	駒寄大日蔭	0.5			改良
拡張	自動車道		高崎市	上宮沢	1.3			改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	古寄	1.7	○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	東猪ノ毛	0.2			改良
拡張	自動車道		高崎市	不動	1.8			改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	大日蔭	0.4			改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	風戸間野	0.5			改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	上神	0.4			改良
拡張	自動車道		高崎市	芦田小屋	0.3			改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	東猪ノ毛支	0.1			改良
拡張	自動車道		高崎市	猪ノ毛	0.3			改良
拡張	自動車道		高崎市	樋ノ沢・碎ヶ	1.3			改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	樋ノ沢	0.2			改良
拡張	自動車道		高崎市	大沢	0.2			改良
拡張	自動車道		高崎市	河鹿入	0.2			改良
拡張	自動車道		高崎市	小梨	0.6			改良
拡張	自動車道		高崎市	半根石	1.6			改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	見明寺	0.3			改良
拡張	自動車道		高崎市	八束沢	0.1			改良
拡張	自動車道		高崎市	八束・日向	0.3			改良
拡張	自動車道		高崎市	生勢	0.1			改良
拡張	自動車道		高崎市	牛伏山	0.6	○		改良
拡張	自動車道		高崎市	法京	0.2			改良
拡張	自動車道		高崎市	大沢・八束	0.4	○		改良
拡張	自動車道		高崎市	馬場・長坂	0.9			改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	八束・一郷	0.5			改良
拡張	自動車道		高崎市	櫛尾・樋ノ沢	0.1			改良
拡張	自動車道		高崎市	足沢松原	0.1			改良
			高崎市計	74 路線	86.6			
拡張	自動車道		安中市	胡桃沢	0.6			改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	赤根沢	1.2			改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	長源寺	4.5	○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	般若沢	1.2			改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	大谷津	0.6			改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	柿平	1.5			改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	茶臼山	0.6			改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	柿平・三俣	0.5			改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	森熊支	0.8	○		改良・舗装

単位 延長：km，面積：ha

拡張	自動車道		安中市	森熊	0.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	赤根沢支	0.4				改良
拡張	自動車道		安中市	柿平宮掛	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	青木山	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	満行寺	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	入会沢	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	平	0.2		○		改良
拡張	自動車道		安中市	上月	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	譲沢	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	苧稻・湯ノ谷津	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	苧稻・岩戸	1.7				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	雉子ヶ尾檜山	1.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	苧稻・檜山	1.1				改良
拡張	自動車道		安中市	赤松沢	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	城山	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	小根山	1.4		○		改良
拡張	自動車道		安中市	水谷支	0.3				改良
拡張	自動車道		安中市	行田中木	0.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	高墓小根山	0.5		○		改良
拡張	自動車道		安中市	高坪	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	北高墓	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	矢崎	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	水谷	0.6				改良
拡張	自動車道		安中市	妙義荒船	1.0		○		改良
拡張	自動車道		安中市	高墓道添	0.6		○		改良
拡張	自動車道		安中市	倉骨	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	野ヶ久保高墓	0.4				改良
拡張	自動車道		安中市	中木西尾	0.4		○		改良
拡張	自動車道		安中市	霧積	0.7				改良
拡張	自動車道		安中市	霧積支	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	赤坂	1.4		○		改良
拡張	自動車道		安中市	久保	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	三ツ頭	0.3				改良
拡張	自動車道		安中市	大平	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	曲沢	0.1				改良
			安中市計	44 路線	31.9				
			西部環境森林事務所計	118 路線	118.5				
拡張	自動車道		藤岡市	高畑	3.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	名無村	5.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	東御荷鉾	8.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	白水沢	1.6				改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	奈良山	2.4		○		改良・舗装

単位 延長：km，面積：ha

拡張	自動車道		藤岡市	栢ヶ舞	3.7			改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	坂原	2.6			改良
拡張	自動車道		藤岡市	ブナン沢	5.5	○		改良
拡張	自動車道		藤岡市	日向	2.3	○		改良
拡張	自動車道		藤岡市	滝ノ沢	0.9	○		改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	尾柿	2.5	○		改良
拡張	自動車道		藤岡市	根際	2.6			改良
拡張	自動車道		藤岡市	茶堂	1.0			改良
拡張	自動車道		藤岡市	野茨	0.7			改良
拡張	自動車道		藤岡市	細尾	1.2			改良
拡張	自動車道		藤岡市	南郷支	1.0	○		改良
拡張	自動車道		藤岡市	鮎川	3.1			改良
拡張	自動車道		藤岡市	亀穴	0.1	○		改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	藤岡市	下三波川	0.6	○		改良
拡張	自動車道		藤岡市	御霊沢	0.1	○		改良
拡張	自動車道		藤岡市	横手沢	0.1	○		改良
拡張	自動車道		藤岡市	鎌取	0.1	○		改良
拡張	自動車道		藤岡市	投石町有林	0.1	○		改良
拡張	自動車道		藤岡市	名無村支	0.1	○		改良
拡張	自動車道		藤岡市	山の神	0.1	○		改良
			藤岡市計	25 路線	50.1			
拡張	自動車道		上野村	奥名郷	2.3	○		改良
拡張	自動車道		上野村	金比羅	2.8	○		改良
拡張	自動車道		上野村	川和	2.0	○		改良
拡張	自動車道		上野村	住居附	8.1	○		改良
拡張	自動車道		上野村	赤屋	1.9	○		改良
拡張	自動車道		上野村	神寄沢	1.7	○		改良
拡張	自動車道		上野村	小幡沢	1.5	○		改良
拡張	自動車道		上野村	東沢	1.2			改良
拡張	自動車道		上野村	檜原	3.4	○		改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	矢弓沢	7.3	○		改良
拡張	自動車道		上野村	日影平	0.8	○		改良
拡張	自動車道		上野村	後山	2.0	○		改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	カマカケ	2.0			改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	高見	0.4			改良
拡張	自動車道		上野村	笠丸	2.0	○		改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	竜ヶ尾根	2.0	○		改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	上野大滝	3.0	○		改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	上野村	鏡ノ沢	0.3	○		改良
拡張	自動車道	林業専用道	上野村	馬放場	0.7	○		改良
			上野村計	19 路線	45.4			

単位 延長：km，面積：ha

拡張	自動車道		神流町	坂丸	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	高萩	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	愛宕山	1.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	大平	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	森戸	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	麻生	2.7				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	麻生支	1.7				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	道平	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	小塩沢	0.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	赤久縄	7.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	七久保橋倉	5.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	二子山	12.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	ヤノタワ	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	境沢	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	所ノ沢	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	桜井沢	3.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	下小越	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	上小越	0.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	古宿	0.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	ながたわ	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	鳥頭沢	3.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	八倉	1.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	尾附	0.8				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	竹ノカヤ	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	神流町	今泉	0.1		○		改良
拡張	自動車道	林業専用道	神流町	桐ノ城	0.1		○		改良
拡張	自動車道		神流町	沢口	0.1		○		改良
拡張	自動車道		神流町	室沢	0.1		○		改良
拡張	自動車道	林業専用道	神流町	御鉾	0.1				改良
			神流町計	29 路線	47.6				
藤岡森林事務所計				73 路線	143.1				

単位 延長：km，面積：ha

拡張	自動車道		富岡市	藤田	0.5			改良
拡張	自動車道		富岡市	浅香入	4.0			改良
拡張	自動車道		富岡市	野上	3.2			改良・舗装
拡張	自動車道		富岡市	中沢	1.5			改良
拡張	自動車道		富岡市	森林公園	1.1			改良
拡張	自動車道		富岡市	中沢蚊沼	2.6		○	改良・舗装
拡張	自動車道		富岡市	菅原	2.6			改良
拡張	自動車道		富岡市	日影	2.0		○	改良
拡張	自動車道		富岡市	木戸	0.2			改良
拡張	自動車道		富岡市	新屋	1.9		○	改良・舗装
拡張	自動車道		富岡市	大桁	1.4			改良
拡張	自動車道		富岡市	十三塚	1.4			改良
拡張	自動車道		富岡市	川後石	1.0			改良
拡張	自動車道		富岡市	頂寺山	3.0		○	改良・舗装
			富岡市計	14 路線	26.4			
拡張	自動車道		下仁田町	栗山	1.0		○	改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	稲含高倉	1.0		○	改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	丸岳	0.5			改良
拡張	自動車道		下仁田町	鎌田	1.4			改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	中之岳	2.0		○	改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	高達	0.3			改良
拡張	自動車道		下仁田町	吉崎	0.3			改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	奥山六車	0.5		○	改良
拡張	自動車道		下仁田町	丹沢	0.5		○	改良
拡張	自動車道		下仁田町	御場山	1.0		○	改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	七久保橋倉	0.6		○	改良
拡張	自動車道		下仁田町	桑本三本木	0.3			改良
拡張	自動車道		下仁田町	大倉	0.2			改良
拡張	自動車道		下仁田町	桜の里	0.5		○	改良
拡張	自動車道		下仁田町	二岩	0.2		○	改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	塩ノ宮	0.2		○	改良
拡張	自動車道		下仁田町	東平	0.2		○	改良・舗装
			下仁田町計	17 路線	10.7			

単位 延長：km, 面積：ha

拡張	自動車道		南牧村	奥山六車	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	道場	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	高原	0.3		○		改良
拡張	自動車道		南牧村	入山	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	渡戸	1.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	細萱	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	日向	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	余地	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	日向山	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	馬坂羽沢	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	川久保	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	砥山	0.1		○		改良
拡張	自動車道		南牧村	高岩	0.3				舗装
拡張	自動車道		南牧村	湯ノ沢小仁田	1.3		○		改良・舗装
			南牧村計	14 路線	10.7				
拡張	自動車道		甘楽町	二の倉	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	稲含高倉	6.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	稲含	1.2				改良
拡張	自動車道		甘楽町	国峰	1.0				改良
拡張	自動車道		甘楽町	城山	2.2		○		改良
拡張	自動車道		甘楽町	芳の元	6.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	大平	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	草喰八丁河原	9.9				改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	入山線	1.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	中郷雲津	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	西荻赤谷	2.9				改良
			甘楽町計	11 路線	39.0				
富岡森林事務所計				56 路線	86.8				
西毛森林計画区計				247 路線	348.4				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち	備考
		前半5年分	
総数（実面積）	31,002	30,573	
水源の涵養のための保安林	15,760	15,423	
災害防備のための保安林	15,199	15,129	
保健、風致の保存等のための保安林	2,411	2,380	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源の涵養のための保安林等の内訳の合計と一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区域		前半5年分		
指定	総 数	総数		814	407		
		高崎市		230	115		
		安中市		82	41		
		藤岡市		75	37		
		上野村		203	101		
		神流町		31	16		
		富岡市		31	15		
		下仁田町		112	56		
		南牧村		33	17		
		甘楽町		17	8		
	水源の涵 養のため の保安林	総数		674	337		
		高崎市		211	105		
		安中市		53	26		
		藤岡市		61	31		
		上野村		194	97		
		神流町		15	7		
		富岡市		28	14		
		下仁田町		80	40		
		南牧村		17	8		
		甘楽町		16	8		
	災害防備 のため の保安林	総数		140	70		
		高崎市		20	10		
		安中市		29	15		
		藤岡市		14	7		
		上野村		8	4		
		神流町		16	8		
		富岡市		2	1		
		下仁田町		32	16		
		南牧村		17	8		
		甘楽町		1	1		

単位 面積：ha

指定	保健、風致の保存等のための保安林	総数	61	30		
		高崎市	44	22		
		安中市	0	0		
		藤岡市	9	5		
		上野村	0	0		
		神流町	3	2		
		富岡市	2	1		
		下仁田町	0	0		
		南牧村	1	0		
		甘楽町	0	0		
解除	総数	総数	7	7		
		高崎市	0	0		
		安中市	4	4		
		藤岡市	1	1		
		上野村	0	0		
		神流町	1	1		
		富岡市	0	0		
		下仁田町	0	0		
		南牧村	0	0		
		甘楽町	0	0		
	水源の涵養のための保安林	総数	-	-		
		高崎市	-	-		
		安中市	-	-		
		藤岡市	-	-		
		上野村	-	-		
		神流町	-	-		
		富岡市	-	-		
		下仁田町	-	-		
		南牧村	-	-		
		甘楽町	-	-		
	災害防備のための保安林	総数	7	7		
		高崎市	0	0		
		安中市	4	4		
		藤岡市	1	1		
		上野村	0	0		
		神流町	1	1		
		富岡市	0	0		
		下仁田町	0	0		
		南牧村	0	0		
		甘楽町	0	0		
保健、風致の保存等のための保安林	総数	-	-			
	高崎市	-	-			
	安中市	-	-			
	藤岡市	-	-			
	上野村	-	-			
	神流町	-	-			
	富岡市	-	-			
	下仁田町	-	-			
	南牧村	-	-			
	甘楽町	-	-			

注：数値は整数止め。（1に満たないものは「0」、該当がないものは「-」）

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備の区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養のための保安林	—	—	—	—	—
災害防備のための保安林	—	—	—	—	—
保健、風致の保存のための保安林	—	—	—	—	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：ha

森林の所在		面積	うち 前半5年分	指定を必要とする理由	備考
市町村	区域				
該当なし		—	—		
		—	—		
		—	—		
		—	—		

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数	うち 前半5年分	主な工種	備考
市町村	区域				
総数		96	48		
高崎市	背場谷津	12	6	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
安中市	宮ノ上	14	7	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
藤岡市	細谷戸	8	4	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
上野村	タルノ沢	14	7	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
神流町	持倉	12	6	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
富岡市	下十二	2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
下仁田町	竹上	16	8	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
南牧村	仏岩	14	7	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
甘楽町	向山	4	2	溪間工、山腹工、本数調整伐等	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

単位 面積 ha

特定 保安林	市町村	要整備森林			実施すべき施業の方法及び時期等												その 他 必要 事項	備考									
		番号	所在		造林				保育				伐採						その他								
			位置	林班 小班	面積	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法			時期								
な 談 し 当																											

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定めます。

種類	森林の所在		面積	施業方法	備 考
	市町村	地域（林班）			
総 数			37,002		
水源かん養保安林	高崎市	18、21、33、34、40、41、42、43、44、45、48、49、51、53、54、56、60、61、68、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、104、105、106、107、108、109、110、111、112、133、134、135、152、156、157、158、159、160、161、173、174、175、177、178、179、180、181、182、185、187、188、189、192、193、194、195、196、197、198、199、205-1、205-2、207、208、220、221、223、224、225、226、227	5,795	別表1-(1)	土流防保2ha、保健保1,691ha、県自然特35ha、砂防指定11haと重複
	藤岡市	35、60、62、64、71、73、74、75、76、77、78、79、80、82、84、85、86、92、140、146、147、162、163、165	1,210		保健保146haと重複
	富岡市	3-1、7-1、7-2、8、58、60-1、60-2、61、62、69、70-1、70-2、70-3、70-4、70-5、73、75-1、75-2、75-3、81、82、94、100、101、102、103	685		砂防指定1haと重複
	安中市	34、35、36、37、51、52、68、94、95、99-1、111、112、113、114、115、118、119、150、151、154、155、156、157、172	1,299		土流防保3ha、国立公34ha、国定公3117ha、砂防指定1haと重複
	上野村	2、5、8、13-1、13-2、20、21、25、26、41、42、43、44、45、46、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58	3,512		砂防指定2haと重複
	神流町	6-1、18、19、30、31-1、31-2、38、39、40、47、51、52、53、54、55、56、57、64、67、80	649		
	下仁田町	25、26、27、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、63、64、65、74、75、76、79、80、81、90、107、108、109、112、113、114、115、125、126、127、142、143、144、145、148、157	2,132		土流防保0ha、保健保7ha、国定公2159ha、国定公3570ha、砂防指定15haと重複
	南牧村	10、11、12、13、20、22、23、25、26、31、47、48、61、62	613		土崩防保0ha、砂防指定1haと重複
	甘楽町	4、5-1、12、13、14、16、17、18、27、28、29	344		
計		16,239			
土砂流出防備保安林	高崎市	1、2、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、15、16、17、18、20、21、22、23、24、28、30、32、33、34、35、36、37、38、41、42、48、50、51、54、55、56、57、58、59、63、64、65、66、67、69、70、71、72、102、103、104、105、107、109、110、111、112、114、116、117、118、119、120、121、123、124、136、137、138、140、141、142、143、144、145、146、148、149、150、151、152、153、155、156、158、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、176、183、190、191、192、193、198、199、202、204、206、209、210、211、212、213、214、216、219、222、236、240、242、248、256、257、258、259、261、263、266、268、270、271、272、275、277、278、280	2,092	別表1-(1)	水かん保2ha、土崩防保1ha、保健保94ha、風致保21ha、砂防指定16ha、急傾危険4ha、地すべ防0ha、風致地区13haと重複
	藤岡市	16、17、18、19、34、35、36、37、38、40、52、53、55、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、72、73、77、80、81、83、85、88、89-1、89-2、90、91、95、96、100、102、103、104、105、106、118-1、120-1、121-1、122-1、123-3、124-3、125-2、125-3、125-5、126、127、132、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、151、154、156、158、159、161、165、166、167、168、170、171、172、173、174、175、176	1,161		保健保23ha、砂防指定1ha、急傾危険0haと重複
	富岡市	1、2、4、6、9、14、15、17、18、19、20、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、39、40、41、42、43、49、50、51、54-1、54-2、55-1、55-2、57-1、57-2、63、66、67、68、71、73、74、75-1、76、77、78、79、81、83、85、86、87、89、90、92	267		保健保95ha、国定公135ha、砂防指定3ha、急傾危険2haと重複

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
土砂流出防備保安林	安中市	1、7、12-2、17、18、19、20、21、27、28、29、30、31、32、33、36、37、38、39、40、41、42、43、44-1、44-2、45、46、47、48、49、50、51、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、72、73、75、76、77、79、82、85、87-2、89-1、90、91、92-1、92-2、93、94、96、97、98、100、101、102、103、104、105、106、107-1、107-2、108、109、110、111、116、117、118、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、152、153、154、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169-1、169-2、169-3、170-1、170-2、171-1、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181	3,403	別表1-(1)	水かん保3ha、 国立公347ha、 国定公2628ha、 砂防指定25ha、 急傾危険4haと重複
	上野村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、15、17、18、19、20、21、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、48	2,281		砂防指定30ha、 急傾危険1haと重複
	神流町	1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、3-3、3-4、4、5、6-1、7-1、7-2、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23-2、23-3、23-4、24、26、27、28、29、30、32-1、32-2、32-4、32-5、33-1、33-3、33-5、33-6、34、35、36、37、38、39、41、42、43、44、45、46、47、48、50、51、52、53、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87	2,631		保健保1ha、 砂防指定25ha、 急傾危険2haと重複
	下仁田町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、18、20、22、23、24、25、26、27、28、29、35、36、37、39、40-1、41、42-1、42-2、43、44、45、47、48、50、51、53-2、54、55、60、61、62、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、76、77、78、81、82、83、84、85、86、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、109、110-1、110-2、111、114、116、117、118、119、120、121、122、123、124、127、128、130、131、132、133、134、136、137、138、139、140、141、143、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158	3,787		水かん保0ha、 保健保0ha、 国定公2120ha、 国定公3183ha、 砂防指定37ha、 急傾危険0haと重複
	南牧村	1、2、3、4、6、7、8、9、13、14、15、16、17、18、19、20、21、24、25、26、27、28、29、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93-1、93-2、94、95	2,172		国定公10ha、 国定公251ha、 国定公3254ha、 砂防指定17ha、 急傾危険2haと重複
	甘楽町	3、5-1、5-2、11、15、16、18、19、20、21、22、24、25、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、47、49、51、52、53、54	123		砂防指定1haと重複
	計		17,917		
土砂崩壊防備保安林	高崎市	1、2、4、6、7、10、11、120、141、143、156、161、165、167、169、170、172、256、258、267-1、268、271、272、273、274	58	別表1-(2)	土流防保1ha、 砂防指定1ha、 急傾危険1ha、 地すべ防2ha、 風致地区1haと重複
	藤岡市	15、40、61、120-2、121-1、125-5、127、130、132、134、136、156、161、163、174	21		
	富岡市	4、5、40、57-1、77、79、89	15		
	安中市	7、30、33、45、62、67、70、79、92-1、93、111、122、124、133、147、181	28		砂防指定0haと重複
	上野村	1、2、3、4、20、39、40	10		
	神流町	3-4、14、15、23-2、23-3、26、29、61、62、64、68、70、78、82、85、86	24		砂防指定0ha、 急傾危険0ha、 地すべ防2haと重複
	下仁田町	20、22、28、41、45、53-2、57、59、60、64、66、67、71、81、90、91、92、98、99、100、105、106、108、109、132、150、151	90		国定公28ha、 砂防指定2haと重複
	南牧村	13、15、17、27、29、30、38、41、43、44、46、48、53、55、56、57、66、86、89、94	55		水かん保0ha、 急傾危険0haと重複
	甘楽町	8、21、22、31、32、33、34、37、40、52	24		砂防指定0haと重複
	計		325		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
防風保安林	高崎市	50	3	別表 1-(1)	
	藤岡市		-		
	富岡市		-		
	安中市		-		
	上野村		-		
	神流町		-		
	下仁田町		-		
	南牧村		-		
	甘楽町		-		
	計		3		
水害防備保安林	高崎市		-	別表 1-(2)	
	藤岡市		-		
	富岡市		-		
	安中市	69	1		
	上野村		-		
	神流町		-		
	下仁田町		-		
	南牧村		-		
	甘楽町		-		
	計		1		
干害防備保安林	高崎市	21、24、25、26、28、29、102、214、215、216	291	別表 1-(1)	砂防指定7haと重複
	藤岡市	1、9、10、11、12、13、14、15	334		風致地区12haと重複
	富岡市	72、73、78	31		国定公28haと重複
	安中市	27、36、45、82	67		保健保11haと重複
	上野村		-		
	神流町		-		
	下仁田町	82、96、97、108、129	107		国定公332ha、 砂防指定0haと重複
	南牧村		-		
	甘楽町		-		
	計		829		
落石防止保安林	高崎市	32	4	別表 1-(3)	
	藤岡市		-		
	富岡市		-		
	安中市		-		
	上野村	18	6		
	神流町		-		
	下仁田町		-		
	南牧村	6、16、26、33、38、39	4		
	甘楽町	16	1		
	計		15		
保健保安林	高崎市	79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、91、92、 93、94、95、96、97、98、100、101、136、137、 138、158、161	1,802	別表 1-(4)	水かん保1,691ha、 土流防保94ha、 風致保21haと重複
	藤岡市	78、82、170、172、173、174	170		水かん保146ha、 土流防保23haと重複
	富岡市	54-2、57-2、86	95		土流防保95ha、 国定公135haと重複
	安中市	82	11		干害防保11haと重複
	上野村		-		
	神流町	30、32-2	1		土流防保1haと重複
	下仁田町	80、81	7		水かん保7ha、 土流防保0ha、 国定公27haと重複
	南牧村		-		
	甘楽町	15	3		
	計		2,088		
風致保安林	高崎市	136、137	39	別表 1-(2)	土流防保21ha、 保健保21haと重複
	藤岡市		-		
	富岡市	76	0		
	安中市		-		
	上野村		-		
	神流町		-		
	下仁田町	95、98、147	24		国定公特24haと重複
	南牧村		-		
	甘楽町		-		
	計		64		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
第3種 国立公園 特別地域	高崎市		—	自然公園法の定めによる	
	藤岡市		—		
	富岡市		—		
	安中市	172	70		水かん保4ha、 土流防保47haと重複
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町		—		
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
	計		70		
特別 国立公園 保護地区	高崎市		—	自然公園法の定めによる	
	藤岡市		—		
	富岡市		—		
	安中市		—		
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町	95、147	24		風致保24haと重複
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
	計		24		
第1種 国立公園 特別地域	高崎市		—	自然公園法の定めによる	
	藤岡市		—		
	富岡市	86	35		土流防保35ha、 保健保35haと重複
	安中市		—		
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町		—		
	南牧村	78	0		土流防保0haと重複
	甘楽町		—		
	計		35		
第2種 国立公園 特別地域	高崎市		—	自然公園法の定めによる	
	藤岡市		—		
	富岡市	78	34		干害防保8haと重複
	安中市	136、137、138、139、140、141、142、143、144、 145、146、148、149	807		土流防保628ha、 砂防指定0haと重複
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町	69、70、80、81、94、98、126、143、147	405		水かん保159ha、 土流防保120ha、 土崩防保8ha、 保健保7haと重複
	南牧村	32、62、63	122		土流防保51ha、 砂防指定0haと重複
	甘楽町		—		
	計		1,368		
第3種 国立公園 特別地域	高崎市		—	自然公園法の定めによる	
	藤岡市		—		
	富岡市	79、80	15		
	安中市	95	117		水かん保117haと重複
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町	70、74、75、76、78、79、93、94、95、96、97、99、 105、106、107、112、113、125、126、142	958		水かん保570ha、 土流防保183ha、 干害防保32ha、 砂防指定5haと重複
	南牧村	78、79、80、81、82、84、87、88、89	516		土流防保254ha、 砂防指定0haと重複
	甘楽町		—		
	計		1,606		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
群馬県による自然環境特別地区全	高崎市	76	35	群馬県自然環境保全条例及び同条例施行規則の定めによる	水かん保35haと重複
	藤岡市		—		
	富岡市		—		
	安中市		—		
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町		—		
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
	計		35		
砂防指定地	高崎市	1、2、4、5、7、8、10、11、12、16、21、23、24、26、27、32、35、36、37、38、48、49、55、57、66、67、69、70、71、72、102、112、113、118、124、125、126、127、142、143、144、156、160、161、162、165、166、170、171、172、176、183、184、191、193、195、196、197、202、210、211、212、213、216、218、221、233、236、241、250、254、255、257、258、259、266、267-1、268、270、271、272、273、274、275、280、281	207	群馬県砂防指定地管理条例及び同条例施行規則の定めによる	水かん保11ha、土流防保16ha、土崩防保1ha、干害防保7ha、急傾危険1ha、風致地区0haと重複
	藤岡市	14、15、41、43、44、56、80、87、90、91、95、97、101、104、105、118-1、118-2、119-1、121-1、121-2、122-1、122-2、123-3、124-3、129、130、134、135、151、159、167、173、174、175、176	47		土流防保1ha、急傾危険1haと重複
	富岡市	1、14、15、16、19、27、29、30、37、45、49、54-1、57-1、59、60-1、60-2、61、62、63、65、66、68、71、72、76、77、79、80、83、84、85、86、87	23		水かん保1ha、土流防保3ha、急傾危険0haと重複
	安中市	32、33、36、45、49、50、51、52、57、62、64、65、67、70、72、73、81、82、84、89-1、92-1、93、94、103、104、106、107-1、108、109、116、117、118、120、121、122、123、124、133、134、138、147、153、159、160、161、167、169-2、169-3、170-1	86		水かん保1ha、土流防保25ha、土崩防保0ha、国定公20haと重複
	上野村	2、14、20、21、22、34、35、36、38、40	45		水かん保2ha、土流防保30haと重複
	神流町	4、6-1、15、16、17、18、19、23-4、24、26、28、29、30、32-1、32-2、33-4、33-5、34、35、52、62、63、64、65、67、68、71、72、74、75	78		土流防保25ha、土崩防保0ha、急傾危険0haと重複
	下仁田町	6、7、8、18、20、24、25、26、36、37、41、45、57、59、60、61、63、64、65、73、74、75、76、77、78、82、83、91、92、93、95、97、98、99、109、111、124、127、129、134、142、143、144、145、146、148、154、155、157、158	126		水かん保15ha、土流防保37ha、土崩防保2ha、干害防保0ha、国定公35haと重複
	南牧村	5、10、14、15、16、17、18、19、20、21、22、26、27、30、35、36、39、40、50、52、56、59、60、62、63、64、65、66、86、87、89、90、91、93-1	87		水かん保1ha、土流防保17ha、国定公20ha、国定公30haと重複
	甘楽町	4、5-1、6、8、32、36、37、40、41、43、44-1、47、52、53、54	29		土流防保1ha、土崩防保0haと重複
	計		728		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
急傾斜地崩壊危険地域	高崎市	1、7、10、12、15、23、41、48、49、54、58、63、67、71、72、112、113、115、117、120、125、141、161、162、167、171、189、190、200、202、204、211、241、244、266、267-1、268、280	39	急傾斜地 防止に関する 法律の定め による災害の 防止	土流防保4ha、 土崩防保1ha、 砂防指定1ha、 風致地区1haと重複
	藤岡市	18、19、21、32、104、108、124-1、130、136、141、166、168、171、173、174、176、178	15		土流防保0ha、 砂防指定1ha、 地すべ防0haと重複
	富岡市	9、17、19、20、21、23、25、27、28、30、31、32、33、34、35、40、42、44、46、49、53、66、68、77、79、81、84、86、87、89、91	34		土流防保2ha、 砂防指定0haと重複
	安中市	1、4、7、11-3、19、20、25、41、42、44-2、55、59、65、66、67、68、72、73、75、76、77、79、84、89-1、89-2、90、91、96、101、103、106、127、147、150、152	32		土流防保4haと重複
	上野村	3、15、20、26、31、39	4		土流防保1haと重複
	神流町	19、21、22、23-1、28、29、33-4、36、65、83、86	6		土流防保2ha、 土崩防保0ha、 砂防指定0haと重複
	下仁田町	14、16、21、45、49、90、136、139、153、156、157、158	9		土流防保0haと重複
	南牧村	33、43、44、53、54、55、56、64、85、94、95	11		土流防保2ha、 土崩防保0haと重複
	甘楽町	7、20、31、32、36、38、48	5		
	計		156		
地すべり防止地区	高崎市	10、242	4	法の定め による防止	土流防保0ha、 土崩防保2haと重複 急傾危険0haと重複
	藤岡市	107、108	3		
	富岡市		—		
	安中市		—		
	上野村		—		
	神流町	70	2		土崩防保2haと重複
	下仁田町		—		
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
計		9			
風致地区	高崎市	6、7、8	67	群馬県 及建築 同等の 条例に による 規制に 関する おける 定め による	土流防保13ha、 土崩防保1ha、 砂防指定0ha、 急傾危険1haと重複 干害防保12haと重複
	藤岡市	1、2	40		
	富岡市		—		
	安中市		—		
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町		—		
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
計		107			

2 その他特に必要な事項

特になし

別表 1-(1) 制限林の施業方法

施業方法		備考	
伐採方法 ※1	その他		
伐採方法	伐採制限		
<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採は主として区分皆伐による。 ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は択伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主伐</p> <p>(1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2</p> <p>ア 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。</p> <p>イ 1 伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。</p> <p>(2) 択伐の限度は別表 1-(2)による。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p>1 植栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※3</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ることを。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜休日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日とする。</p> <p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>

別表 1-(2) 制限林の施業方法

施 業 方 法		備 考	
伐 採 方 法 ※1	そ の 他		
伐 採 方 法	伐 採 制 限		
<p>1 主 伐</p> <p>(1) 伐採は主として択伐とする。 ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p> <p>2 間 伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の 30% (植栽が義務付けられている森林は 40%) 以下とする。</p> <p>2 間 伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p>1 植 栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※2</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ることを要する。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>

別表 1-(3) 制限林の施業方法

施 業 方 法		備 考	
伐 採 方 法 ※1			そ の 他
伐 採 方 法	伐 採 制 限		
<p>1 主 伐</p> <p>(1) 伐採は原則として禁伐とする。 ただし、被害を生ずる恐れが少ない箇所は択伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p>	<p>1 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。</p>	<p>1 植 栽</p> <p>原則として植栽は行わない。</p> <p>2 その他 ※2</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>	

別表 1-(4) 制限林の施業方法

施 業 方 法		備 考	
伐 採 方 法 ※1			
伐 採 方 法	伐 採 制 限		
<p>1 主 伐</p> <p>(1) 伐採は原則として択伐とする。 なお、景観維持を目的とする森林のうち主要な利用施設または眺望点からの視界外にある箇所は区分皆伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p> <p>2 間 伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主 伐</p> <p>(1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2</p> <p>ア 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。</p> <p>イ 1 伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。</p> <p>(2) 択伐の限度は別表 1-(2)による。</p> <p>2 間 伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p>1 植 栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※3</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ることを。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日とする。</p> <p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>

別表 1-(5) 制限林の施業方法

施 業 方 法		備 考	
伐 採 方 法 ※1			
伐 採 方 法	伐 採 制 限		
<p>1 主 伐</p> <p>(1) 伐採は主として択伐とする。 ただし、風致の保存のため特に必要がある箇所は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし保安林の機能維持または強化のため特例のある場合はこの限りではない。</p> <p>2 間 伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の 30% (植栽が義務付けられている森林は 40%) 以下とする。</p> <p>2 間 伐</p> <p>伐採の限度は、伐採年度当初の立木蓄積の 35%以下で、おおむね 5 年後に樹冠疎密度が 80%以上に回復する見込みの範囲内とする。</p>	<p>1 植 栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採年度後 2 年以内に行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※2</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ることを要する。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区分	区域面積 ①	森林面積							森林比率 ②/①*100
		総 数 ②	国有林			民有林			
			総 数	林野庁所管	その他省庁	総 数	5条対象	5条対象外	
総数	170,088	113,111	29,515	29,072	443	83,596	83,596	-	634
高崎市	45,916	21,668	3,990	3,551	439	17,678	17,678	-	47
安中市	27,631	17,074	7,398	7,398	-	9,676	9,676	-	62
藤岡市	18,029	10,416	228	228	-	10,188	10,188	-	58
上野村	18,185	17,555	7,455	7,455	-	10,100	10,100	-	97
神流町	11,460	10,391	1,857	1,854	3	8,533	8,533	-	91
富岡市	12,285	5,325	606	605	1	4,719	4,719	-	43
下仁田町	18,838	16,380	3,637	3,637	-	12,743	12,743	-	87
南牧村	11,883	10,855	3,734	3,734	-	7,120	7,120	-	91
甘楽町	5,861	3,447	609	609	-	2,838	2,838	-	59

注：区域面積は、令和5年度群馬県市町村要覧による。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気温(℃)			年間降水量 (mm)	最高積雪深 (cm)	主風の方向	備考
	極最高	極最低	年平均				
上里見	38.9	-7.9	14.8	1,329		西北西	榛名町
西野牧	39.2	-9.5	13.2	1,266		北北西	下仁田町
神 流	37.5	-10.1	12.7	1,206		南西	神流町

注：前橋地方気象台資料（令和元年～令和5年度）による。

イ 地 勢

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質・土壌等

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総数	170,088	113,111	14,357	4,976	9,395	42,620	12,152
高崎市	45,916	21,668	5,760	2,530	3,230	18,488	6,612
安中市	27,631	17,074	3,320	956	2,370	7,237	1,762
藤岡市	18,029	10,416	1,730	796	936	5,883	1,661
上野村	18,185	17,555	58	-	58	572	42
神流町	11,460	10,391	68	-	68	1,001	84
富岡市	12,285	5,325	1,920	496	1,430	5,040	1,254
下仁田町	18,838	16,380	529	35	494	1,929	265
南牧村	11,883	10,855	81	-	81	947	68
甘楽町	5,861	3,447	891	163	728	1,523	404

注：1 総数及び宅地は令和5年群馬県市町村要覧による。

2 農地は令和4年～令和5年関東農林水産統計年報による。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	2,486,809	22,679	20,710	1,892	77	958,147	1,505,983
高崎市	1,574,958	10,525	10,066	417	42	484,613	1,079,820
安中市	271,852	4,052	3,433	617	2	149,001	118,799
藤岡市	292,430	2,724	2,658	60	6	158,651	131,055
上野村	4,481	290	85	192	13	408	3,783
神流町	6,919	107	51	44	12	1,155	5,657
富岡市	254,984	2,994	2,718	276	-	129,304	122,686
下仁田町	27,306	624	463	160	1	8,298	18,384
南牧村	6,008	115	65	50	-	1,420	4,473
甘楽町	47,871	1,248	1,171	76	1	25,297	21,326

注：平成29年度市町村民経済計算による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	274,283	9,345	9,008	324	13	80,769	176,978
高崎市	180,730	4,267	4,155	104	8	47,283	123,781
安中市	26,721	1,090	1,052	38	-	8,988	15,850
藤岡市	31,579	1,305	1,272	29	4	11,027	18,773
上野村	539	114	66	48	-	106	319
神流町	626	55	32	22	1	166	404
富岡市	23,567	1,531	1,494	37	-	9,343	12,522
下仁田町	3,218	356	331	25	-	1,160	1,620
南牧村	632	65	51	14	-	188	372
甘楽町	6,671	562	555	7	-	2,508	3,337

注：1 令和2年度国勢調査による。

2 総数には分類不能を含む。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		83,596	32,075	309	148	-	-	176	2	0	251	12	1		
立木地	総数	総数	81,956	32,075	309	148	-	-	176	2	0	251	12	1	
		針	45,200	26,314	265	67	-	-	66	-	-	79	5	1	
		広	36,756	5,760	44	82	-	-	110	2	0	172	7	1	
	人工林	総数	総数	45,585	26,348	266	80	-	-	86	0	0	116	7	1
			針	45,087	26,294	265	67	-	-	66	-	-	79	5	1
			広	497	54	1	14	-	-	20	0	0	37	2	0
		育成単層林	総数	45,086	26,160	263	80	-	-	86	0	0	111	7	1
			針	44,608	26,108	262	67	-	-	66	-	-	78	5	1
			広	478	52	1	14	-	-	20	0	0	33	2	0
		育成複層林	総数	236	122	1	-	-	-	-	-	-	0	0	-
			針	262	66	2	-	-	-	-	-	-	5	0	0
			広	234	122	1	-	-	-	-	-	-	0	0	-
	天然生林	総数	246	64	2	-	-	-	-	-	-	1	0	0	
		針	2	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	17	2	0	-	-	-	-	-	-	4	0	0	
	天然林	総数	総数	36,372	5,727	43	68	-	-	90	1	0	135	5	1
			針	113	21	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	36,259	5,706	43	68	-	-	90	1	0	135	5	1
		育成単層林	総数	146	21	0	2	-	-	2	0	0	-	-	-
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広			146	21	0	2	-	-	2	0	0	-	-	-	
育成複層林		総数	36	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		針	4	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	36	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天然生林		総数	4	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		針	36	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	4	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天然生林	総数	36,186	5,699	42	66	-	-	89	1	0	135	5	1		
	針	113	21	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広	36,073	5,679	42	66	-	-	89	1	0	135	5	1		
竹林		671	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	830	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	753	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		138	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

4 齡級			5 齡級			6 齡級			7 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
393	33	3	502	57	4	956	141	7	1,441	273	10
393	33	3	502	57	4	956	141	7	1,441	273	10
190	19	2	273	38	3	564	103	6	901	213	9
203	14	1	229	20	1	391	38	1	540	60	1
248	24	2	342	45	3	644	112	6	981	223	9
190	19	2	273	38	3	564	103	6	901	213	9
58	5	0	69	7	0	80	9	0	80	10	0
238	24	2	327	42	3	588	102	6	888	202	8
182	19	2	259	35	3	513	93	5	814	193	8
56	5	0	68	7	0	75	9	0	74	10	0
-	-	-	5	1	0	5	1	0	3	1	0
10	1	0	10	1	0	51	9	1	91	20	1
-	-	-	5	1	0	5	1	0	2	1	0
7	1	0	9	1	0	46	9	1	86	20	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	0
2	0	0	1	0	0	5	0	0	5	1	0
145	9	1	160	13	1	312	29	1	460	49	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
145	9	1	160	13	1	312	29	1	460	49	1
1	0	0	3	0	0	6	1	0	10	1	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	0	0	3	0	0	6	1	0	10	1	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1	0	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1	0	0	-	-	-
144	9	1	157	12	1	304	29	1	450	48	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
144	9	1	157	12	1	304	29	1	450	48	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		8 齡級			9 齡級			1 0 齡級			1 1 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		1,685	387	11	2,625	740	16	3,529	1,129	17	5,597	2,148	27		
立木地	総数	総数	1,685	387	11	2,625	740	16	3,529	1,129	17	5,597	2,148	27	
		針	1,075	315	10	1,719	624	14	2,119	935	15	3,612	1,860	25	
		広	610	73	1	907	116	1	1,410	194	2	1,985	288	3	
	人工林	総数	総数	1,112	320	10	1,736	626	14	2,135	937	15	3,667	1,868	25
			針	1,075	315	10	1,719	624	14	2,119	935	15	3,612	1,860	25
			広	37	5	0	18	2	0	16	3	0	55	8	0
		育成単層林	総数	1,062	306	9	1,699	612	14	2,134	937	15	3,662	1,866	25
			針	1,025	302	9	1,681	609	14	2,117	934	15	3,606	1,858	25
			広	36	5	0	18	2	0	16	3	0	55	8	0
		育成複層林	総数	1	0	0	2	1	0	2	1	0	5	2	0
			針	49	13	0	35	14	0	-	-	-	-	-	-
			広	0	0	0	2	1	0	2	1	0	5	2	0
	天然林	総数	総数	573	68	1	889	114	1	1,394	192	2	1,930	280	2
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	573	68	1	889	114	1	1,394	192	2	1,930	280	2
		育成単層林	総数	13	2	0	18	3	0	26	4	0	16	3	0
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	13	2	0	18	3	0	26	4	0	16	3	0
育成複層林		総数	-	-	-	0	0	0	0	0	-	2	0	0	
		針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天然生林		総数	560	66	1	870	111	1	1,368	188	2	1,912	277	2	
		針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	560	66	1	870	111	1	1,368	188	2	1,912	277	2	
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			1 5 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
8,364	3,561	35	11,487	5,523	43	13,287	5,920	44	12,718	5,486	41
8,364	3,561	35	11,487	5,523	43	13,287	5,920	44	12,718	5,486	41
5,476	3,121	31	7,915	4,955	40	7,523	4,970	39	6,484	4,443	34
2,888	440	4	3,572	568	4	5,763	950	5	6,234	1,043	6
5,482	3,122	31	7,918	4,955	40	7,526	4,971	39	6,484	4,443	34
5,476	3,121	31	7,915	4,955	40	7,523	4,970	39	6,484	4,443	34
6	1	0	2	0	0	3	1	0	1	0	-
5,439	3,103	31	7,885	4,937	40	7,483	4,949	39	6,440	4,417	34
5,434	3,102	31	7,882	4,937	40	7,480	4,948	39	6,440	4,417	34
6	1	0	2	0	0	3	1	0	1	0	-
42	19	0	32	18	0	41	21	0	41	24	0
0	0	-	1	0	0	2	1	0	3	2	0
42	19	0	32	18	0	41	21	0	41	24	0
0	0	-	1	0	0	2	1	0	3	2	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,882	439	4	3,569	568	4	5,760	949	5	6,233	1,043	6
-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0	-
2,882	439	4	3,569	568	4	5,760	949	5	6,233	1,043	6
6	1	0	3	0	0	29	5	0	5	1	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	1	0	3	0	0	29	5	0	5	1	0
1	0	0	7	1	0	3	0	0	13	2	0
-	-	-	3	0	0	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	0	0	7	1	0	3	0	0	13	2	0
-	-	-	3	0	0	-	-	-	-	-	-
2,875	438	4	3,556	566	4	5,728	944	5	6,216	1,040	6
-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0	-
2,875	438	4	3,556	566	4	5,728	944	5	6,216	1,040	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		6,741	2,279	16	3,909	1,454	11	2,415	943	7	1,637	587	4		
立木地	総数	総数	6,741	2,279	16	3,909	1,454	11	2,415	943	7	1,637	587	4	
		針	2,239	1,527	12	1,558	1,062	8	1,051	715	6	656	423	3	
		広	4,502	752	5	2,350	393	3	1,365	228	2	981	164	1	
	人工林	総数	総数	2,239	1,527	12	1,558	1,062	8	1,050	715	6	656	423	3
			針	2,239	1,527	12	1,558	1,062	8	1,049	715	6	656	423	3
			広	0	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
		育成単層林	総数	2,220	1,516	12	1,541	1,052	8	1,045	712	6	652	420	3
			針	2,220	1,516	12	1,541	1,052	8	1,045	712	6	652	420	3
			広	0	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
		育成複層林	総数	18 1	10 1	0 0	17 -	9 -	0 -	4 -	3 -	0 -	3 0	2 0	0 0
			針	18 1	10 1	0 0	17 -	9 -	0 -	4 -	3 -	0 -	3 0	2 0	0 0
			広	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	天然林	総数	総数	4,502	752	5	2,350	393	3	1,366	228	2	981	164	1
			針	-	-	-	-	-	-	1	0	0	0	0	0
			広	4,502	752	5	2,350	393	3	1,364	228	2	981	164	1
		育成単層林	総数	3	0	0	0	0	0	4	1	0	-	-	-
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	3	0	0	0	0	0	4	1	0	-	-	-
		育成複層林	総数	1 -	0 -	- -	3 -	1 -	0 -	4 -	1 -	0 -	- -	- -	- -
			針	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
			広	1 -	0 -	- -	3 -	1 -	0 -	4 -	1 -	0 -	- -	- -	- -
天然生林		総数	4,498	752	5	2,347	392	3	1,358	227	1	981	164	1	
		針	-	-	-	-	-	-	1	0	0	0	0	0	
		広	4,498	752	5	2,347	392	3	1,356	226	1	981	164	1	
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

20 齡級			21 齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
1,377	476	4	2,718	922	7
1,377	476	4	2,718	922	7
500	330	3	1,134	658	5
877	146	1	1,584	264	2
500	330	3	1,025	638	5
500	330	3	1,023	638	5
-	-	-	1	-	-
497	328	3	1,009	628	5
497	328	3	1,008	628	5
-	-	-	1	-	-
3	2	0	12	7	0
-	-	-	4	3	0
3	2	0	12	7	0
-	-	-	4	3	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
877	146	1	1,694	285	2
0	0	-	111	20	0
877	146	1	1,583	264	2
-	-	-	0	0	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	0	0	-
-	-	-	1	0	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	0	0
-	-	-	-	-	-
877	146	1	1,692	284	2
0	0	-	111	20	0
877	146	1	1,582	264	2
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総数	立											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総 数	面積	83,596	81,956	45,200	36,756	45,585	45,087	497	45,086	44,608	478	499	480	19
	材積	32,075	32,075	26,314	5,760	26,348	26,294	54	26,160	26,108	52	188	186	2
	成長量	309	309	265	44	266	265	1	263	262	1	3	3	0
制限林	面積	36,998	36,626	19,463	17,164	19,584	19,365	218	19,185	18,982	204	398	384	14
	材積	13,081	13,081	10,322	2,759	10,329	10,304	25	10,190	10,166	24	139	138	1
	成長量	132	132	111	21	111	111	1	109	108	0	3	3	0
普通林	面積	46,598	45,330	25,737	19,592	26,001	25,722	279	25,900	25,626	274	100	96	4
	材積	18,993	18,993	15,992	3,001	16,019	15,990	29	15,970	15,941	29	49	48	0
	成長量	177	177	154	23	155	154	1	154	154	1	1	1	0

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

木 地												竹 林	無 立 木 地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐 採 跡 地	未 立 木 地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
36,372	113	36,259	146	-	146	41	-	41	36,186	113	36,073	671	831	77	754	138
5,727	21	5,706	21	-	21	7	-	7	5,699	21	5,679	-	-	-	-	-
43	0	43	0	-	0	0	-	0	42	0	42	-	-	-	-	-
17,043	97	16,946	16	-	16	37	-	37	16,990	97	16,893	113	148	19	129	111
2,752	18	2,734	2	-	2	6	-	6	2,744	18	2,726	-	-	-	-	-
20	0	20	0	-	0	0	-	0	20	0	20	-	-	-	-	-
19,329	16	19,314	130	-	130	3	-	3	19,196	16	19,180	558	683	58	625	27
2,975	3	2,972	18	-	18	1	-	1	2,956	3	2,953	-	-	-	-	-
22	0	22	0	-	0	0	-	0	22	0	22	-	-	-	-	-

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総 数	面積	83,596	81,956	45,200	36,756	45,585	45,087	497	45,086	44,608	478	499	480	19
	材積	32,075	32,075	26,314	5,760	26,348	26,294	54	26,160	26,108	52	188	186	2
高崎市	面積	17,678	17,176	9,216	7,960	9,341	9,215	126	9,152	9,033	119	189	182	7
	材積	6,201	6,201	4,982	1,219	4,996	4,982	14	4,931	4,918	13	65	65	1
安中市	面積	9,676	9,366	4,901	4,464	4,961	4,901	60	4,868	4,813	55	94	88	5
	材積	3,761	3,761	3,071	690	3,078	3,071	7	3,053	3,047	6	25	25	1
藤岡市	面積	10,188	9,965	6,876	3,089	6,952	6,876	76	6,912	6,842	70	40	34	6
	材積	4,684	4,684	4,207	477	4,216	4,207	9	4,202	4,194	8	14	13	1
上野村	面積	10,100	10,004	3,858	6,146	3,776	3,747	28	3,737	3,709	28	38	38	-
	材積	2,718	2,718	1,741	977	1,723	1,721	3	1,710	1,707	3	13	13	-
神流町	面積	8,533	8,390	4,938	3,452	4,980	4,937	43	4,958	4,916	42	22	22	0
	材積	3,289	3,289	2,736	553	2,741	2,736	5	2,734	2,730	5	6	6	0
富岡市	面積	4,719	4,609	2,342	2,268	2,385	2,342	44	2,372	2,329	44	13	13	-
	材積	1,835	1,835	1,493	342	1,499	1,493	5	1,495	1,489	5	4	4	-
下仁田町	面積	12,743	12,622	7,192	5,429	7,272	7,192	80	7,172	7,092	80	100	100	-
	材積	5,243	5,243	4,367	876	4,375	4,367	8	4,317	4,309	8	58	58	-
南牧村	面積	7,120	7,055	4,210	2,845	4,222	4,210	12	4,219	4,206	12	3	3	-
	材積	3,041	3,041	2,585	455	2,587	2,585	1	2,585	2,584	1	1	1	-
甘楽町	面積	2,838	2,769	1,667	1,102	1,695	1,667	28	1,695	1,667	28	-	-	-
	材積	1,301	1,301	1,131	170	1,133	1,131	3	1,133	1,131	3	-	-	-

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

地												竹林	無立木地			更新困難地
天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
36,372	113	36,259	146	-	146	41	-	41	36,186	113	36,073	671	830	77	753	138
5,727	21	5,706	21	-	21	7	-	7	5,699	21	5,679	-	-	-	-	-
7,835	0	7,834	49	-	49	17	-	17	7,769	0	7,768	182	315	20	295	5
1,205	0	1,205	7	-	7	3	-	3	1,196	0	1,196	-	-	-	-	-
4,404	-	4,404	17	-	17	7	-	7	4,380	-	4,380	167	99	7	92	44
683	-	683	2	-	2	1	-	1	680	-	680	-	-	-	-	-
3,013	-	3,013	28	-	28	-	-	-	2,985	-	2,985	109	111	18	93	2
468	-	468	4	-	4	-	-	-	465	-	465	-	-	-	-	-
6,228	111	6,117	20	-	20	-	-	-	6,208	111	6,097	11	45	13	32	40
994	20	974	3	-	3	-	-	-	991	20	971	-	-	-	-	-
3,410	1	3,410	8	-	8	13	-	13	3,390	1	3,389	27	116	4	112	-
549	0	549	1	-	1	2	-	2	546	0	546	-	-	-	-	-
2,224	-	2,224	15	-	15	1	-	1	2,208	-	2,208	75	33	3	30	1
336	-	336	2	-	2	0	-	0	334	-	334	-	-	-	-	-
5,350	-	5,350	7	-	7	-	-	-	5,343	-	5,343	33	80	11	68	9
868	-	868	1	-	1	-	-	-	867	-	867	-	-	-	-	-
2,834	1	2,833	0	-	0	4	-	4	2,830	1	2,829	6	24	1	22	35
454	0	454	0	-	0	1	-	1	454	0	454	-	-	-	-	-
1,074	-	1,074	1	-	1	-	-	-	1,073	-	1,073	60	9	0	8	0
167	-	167	0	-	0	-	-	-	167	-	167	-	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木												
			総 数			人 工 林									
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	
総数	面積	83,596	81,956	45,200	36,756	45,585	45,087	497	45,086	44,608	478	499	480	19	
	材積	32,075	32,075	26,314	5,760	26,348	26,294	54	26,160	26,108	52	188	186	2	
県有林	面積	2,888	2,803	1,100	1,703	1,129	1,100	29	1,114	1,088	26	15	12	3	
	材積	829	829	553	276	557	553	4	553	550	3	4	4	0	
市町村有林	面積	3,784	3,717	2,497	1,220	2,585	2,497	88	2,545	2,463	82	39	34	6	
	材積	1,552	1,552	1,362	190	1,371	1,362	9	1,359	1,351	8	12	12	1	
私有林	法人	面積	15,184	14,836	6,938	7,898	6,899	6,828	71	6,682	6,615	67	217	213	4
		材積	4,781	4,781	3,528	1,254	3,515	3,507	8	3,441	3,434	8	74	73	0
	共有	面積	7,488	7,394	3,908	3,486	3,939	3,908	31	3,889	3,863	26	49	45	4
		材積	2,831	2,831	2,283	548	2,286	2,283	3	2,273	2,270	2	13	13	0
	個人	面積	54,243	53,197	30,750	22,447	31,026	30,747	279	30,848	30,571	277	178	176	1
		材積	22,075	22,075	18,584	3,491	18,615	18,583	31	18,530	18,499	31	85	85	0
	その他	面積	10	9	7	2	7	7	-	7	7	-	-	-	-
		材積	5	5	5	0	5	5	-	5	5	-	-	-	-

単位 面積：h a、 材積・成長量：1,000m³

地												竹林	無立木地			更新困難地
天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
36,372	113	36,259	146	-	146	41	-	41	36,186	113	36,073	671	830	77	753	138
5,727	21	5,706	21	-	21	7	-	7	5,699	21	5,679	-	-	-	-	-
1,674	-	1,674	-	-	-	-	-	-	1,674	-	1,674	3	77	0	77	5
273	-	273	-	-	-	-	-	-	273	-	273	-	-	-	-	-
1,132	-	1,132	17	-	17	-	-	-	1,115	-	1,115	6	57	0	57	4
181	-	181	3	-	3	-	-	-	179	-	179	-	-	-	-	-
7,937	110	7,827	11	-	11	24	-	24	7,903	110	7,793	55	231	19	212	61
1,266	20	1,246	2	-	2	4	-	4	1,261	20	1,240	-	-	-	-	-
3,455	-	3,455	4	-	4	6	-	6	3,445	-	3,445	33	48	6	42	13
546	-	546	1	-	1	1	-	1	544	-	544	-	-	-	-	-
22,171	3	22,168	114	-	114	10	-	10	22,047	3	22,044	574	416	52	365	55
3,461	0	3,460	16	-	16	2	-	2	3,443	0	3,443	-	-	-	-	-
2	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2	0	1	1	-	-
0	-	0	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保 安 林											
	保水 安源 林かん 養	保土 安砂 林流 出防 備	保土 安砂 林崩 壊防 備	保飛 安砂 林防 備	防風 保安 林	保水 安害 林防 備	保干 安害 林防 備	保な 安だ れ防 止	保落 安石 林防 止	保健 保安 林	風致 保安 林	計
総数	16,239	(5) 17,911	(1) 324	(-) -	(-) 3	(-) 1	(-) 829	(-) -	(-) 15	(2,069) 20	(21) 43	(2,096) 35,385
高崎市	(-) 5,795	(2) 2,089	(1) 57	(-) -	(-) 3	(-) -	(-) 291	(-) -	(-) 4	(1,785) 17	(21) 19	(1,809) 8,275
安中市	(-) 1,299	(3) 3,400	(-) 28	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 67	(-) -	(-) -	(11) -	(-) -	(14) 4,795
藤岡市	(0) 1,210	(-) 1,161	(-) 21	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 334	(-) -	(-) -	(170) -	(-) -	(170) 2,725
上野村	(-) 3,512	(-) 2,281	(-) 10	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 6	(-) -	(-) -	(-) 5,810
神流町	(-) 649	(-) 2,631	(-) 24	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) -	(-) -	(1) 3,304
富岡市	(-) 685	(-) 267	(-) 15	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 31	(-) -	(-) -	(95) -	(-) 0	(95) 998
下仁田町	(-) 2,132	(0) 3,787	(-) 90	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 107	(-) -	(-) -	(7) -	(-) 24	(8) 6,140
南牧村	(-) 613	(-) 2,172	(0) 55	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 4	(-) -	(-) -	(0) 2,843
甘楽町	(-) 344	(-) 123	(-) 24	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 3	(-) -	(-) 494

注：1 左側の欄から記入し、左側の制限林と重複する面積は上段に()書きで外数とした。

2 砂防指定地より右側の面積は見込みである。

単位 面積：h a

保安施設地区	砂防指定地	崩壊危険地区	自然公園（国立公園）						地域自然環境保全特別地区	史跡名勝天然記念物	合計
			特別保護区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	普通地区	計			
(-)	(202)	(19)	(-)	(-)	(-)	(51)	(-)	(51)	(35)	(-)	(2,404)
-	525	136	-	-	-	19	-	19	-	-	36,065
(-)	(37)	(6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(35)	(-)	(1,886)
-	171	34	-	-	-	-	-	(-)	-	-	(8,480)
(-)	(26)	(4)	(-)	(-)	(-)	(51)	(-)	(51)	(-)	(-)	(95)
-	60	28	-	-	-	19	-	(19)	-	-	(4,901)
(-)	(1)	(2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(173)
-	46	12	-	-	-	-	-	(-)	-	-	(2,783)
(-)	(32)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(33)
-	13	3	-	-	-	-	-	(-)	-	-	(5,826)
(-)	(25)	(2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(27)
-	53	4	-	-	-	-	-	(-)	-	-	(3,362)
(-)	(4)	(2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(101)
-	19	33	-	-	-	-	-	(-)	-	-	(1,050)
(-)	(57)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(65)
-	69	8	-	-	-	0	-	(0)	-	-	(6,218)
(-)	(19)	(3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(22)
-	68	8	-	-	-	-	-	(-)	-	-	(2,919)
(-)	(2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2)
-	27	5	-	-	-	-	-	(-)	-	-	(527)

(6) 樹種別面積・材積表

単位 面積：h a、材積：1,000m³

林種 樹種	総数		人工林		天然林	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総数	81,956	32,075	45,585	26,348	36,372	5,727
スギ	32,321	21,931	32,321	21,931	-	-
ヒノキ	7,337	2,295	7,337	2,295	-	-
マツ	1,778	701	1,778	701	-	-
カラマツ	3,551	1,338	3,551	1,338	-	-
その他針葉樹	213	49	100	28	113	21
クヌギ	437	79	41	6	396	73
アカシア	209	33	-	-	209	33
ぼう芽更新	35,613	5,596	-	-	35,613	5,596
天然下種更新	20	1	-	-	20	1
その他広葉樹	478	51	456	48	21	3

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：h a

市町村	特定保安林				要整備森林		備考
	番号	面積			箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林			
該当なし							

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：h a

区分	荒廃地			荒廃危険地
	崩壊地	地すべり地	小計	
管内総数	0.62	-	0.62	12,227.74
高崎市	-	-	-	2,195.82
安中市	0.36	-	0.36	1,162.89
藤岡市	-	-	-	1,746.27
上野村	0.12	-	0.12	831.02
神流町	-	-	-	1,749.32
富岡市	-	-	-	347.81
下仁田町	-	-	-	2,556.32
南牧村	0.07	-	0.07	886.40
甘楽町	0.07	-	0.07	751.89

(9) 森林の被害

単位 面積：h a

種類	山火事			水害			雪害			凍害			病虫害			野兎鼠害			獣害		
	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5
総数	0.6	0.7	1.4	0.1	0.2	0.3	-	-	-	-	-	-	0.8	0.9	0.9	-	-	-	24.6	19.8	16.0
高崎市	0.5	0.0	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7	0.6	0.6	-	-	-	0.7	0.1	0.1
安中市	0.0	-	-	-	0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.4	2.1	0.8
藤岡市	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	0.0	-	-	-	1.2	-	0.9
上野村	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神流町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18.6	17.0	11.5
富岡市	-	0.0	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.1	0.3	-	-	-	0.0	-	0.1
下仁田町	0.1	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6	0.6	2.6
南牧村	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-
甘楽町	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-	0.0	-	0.1

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

所有階層別		総数	0.3 未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~3.0	3.0~5.0
区分							
総数	所有者数	25,859	8,413	3,026	4,182	5,497	1,721
	面積	83,603	1,160	1,178	2,977	9,631	6,643
高崎市	所有者数	6,253	2,376	773	1,041	1,220	351
	面積	17,680	317	301	742	2,104	1,349
安中市	所有者数	4,483	1,930	593	678	744	179
	面積	9,678	258	229	481	1,284	686
藤岡市	所有者数	2,848	876	345	445	628	216
	面積	10,188	127	134	317	1,096	835
上野村	所有者数	913	101	67	116	229	111
	面積	10,101	16	26	83	425	434
神流町	所有者数	1,883	424	164	255	456	178
	面積	8,533	63	64	177	812	682
富岡市	所有者数	3,434	1,467	496	620	594	133
	面積	4,718	194	194	437	1,008	512
下仁田町	所有者数	2,947	649	280	499	743	258
	面積	12,746	96	110	358	1,316	1,008
南牧村	所有者数	1,831	283	157	286	542	197
	面積	7,120	44	61	208	980	761
甘楽町	所有者数	1,267	307	151	242	341	98
	面積	2,838	46	59	175	605	376

注：複数の市町村に森林を所有する所有者については、森林の所在する各市町村ごとに集計を行っている。

単位 所有者数：人 面積：h a

5.0~10.0	10.0~ 20.0	20.0~ 30.0	30.0~ 50.0	50.0~ 100.0	100.0~ 200.0	200.0~ 500.0	500.0 以上
1,580	824	267	198	93	27	25	6
11,131	11,455	6,440	7,416	6,542	3,665	6,920	8,446
261	126	37	34	22	6	2	4
1,824	1,733	876	1,265	1,517	945	538	4,167
184	93	33	27	15	5	2	-
1,274	1,287	805	1,010	1,119	677	567	-
182	78	33	22	13	4	5	1
1,270	1,002	809	868	926	521	1,345	938
120	95	39	19	10	2	3	1
850	1,381	962	740	730	282	831	3,341
201	122	42	30	6	3	2	-
1,455	1,749	1,019	1,103	435	427	547	-
77	26	7	7	4	1	2	-
524	380	162	236	310	119	644	-
274	144	38	33	17	4	8	-
1,937	1,959	909	1,238	1,118	462	2,235	-
195	110	30	23	6	2	-	-
1,354	1,545	709	840	387	232	-	-
86	30	8	3	-	-	1	-
642	419	190	116	-	-	212	-

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：h a

区分	総 数		公有林		私有林		備 考
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総数	(12)	(4,618)	(5)	(491)	(11)	(4,126)	
	16	(6,207)	6	(594)	14	(5,612)	
高崎市	(2)	(1,955)	(1)	(226)	(2)	(1,729)	
	5	2,099	2	299	4	1,800	
安中市	(1)	(265)	(-)	(-)	(1)	(265)	
	2	283	-	-	2	283	
藤岡市	(2)	(89)	(-)	(-)	(2)	(89)	
	4	467	-	-	4	467	
上野村	(2)	(1,029)	(1)	(130)	(2)	(898)	
	2	1,029	1	130	2	898	
神流町	(2)	(293)	(2)	(106)	(1)	(187)	
	3	641	2	106	2	535	
富岡市	(1)	(178)	(-)	(-)	(1)	(178)	
	3	272	1	29	2	243	
下仁田町	(1)	(256)	(-)	(-)	(1)	(256)	
	2	322	-	-	2	322	
南牧村	(1)	(554)	(1)	(30)	(1)	(524)	
	2	614	1	30	2	584	
甘楽町	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	3	481	-	-	3	481	

注：1 令和5年度末時点での認定状況。

- 2 市町村別の人数欄は、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載し、当該市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数を上段に（）書きで内数とした。
- 3 市町村別の面積欄は、人数欄の人数に対応する面積を記載し、人数欄の（）書きの人数に対応する面積を上段に（）書きで内数とした。
- 4 総数の欄の人数は市町村別内訳の合計でなく当該管内及び当該森林計画区の認定森林所有者等の数を記載。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：h a

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件数	面積	件数	面積	
総数	154	219	33	79	
高崎市	107	139	29	52	
安中市	1	2	1	2	
藤岡市	2	24	2	24	
上野村	-	-	-	-	
神流町	5	2	1	2	
富岡市	22	32	-	-	
下仁田町	-	-	-	-	
南牧村	-	-	-	-	
甘楽町	17	20	-	-	

注：令和5年度末時点での設定状況。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤理事 ・ 職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経 営) 森林面積	備考
森 林 組 合	総数	8,381	75	235,627	48,471	
	高崎市	烏川流域	1,759	11	52,303	8,430
	安中市	碓氷川	971	8	23,879	5,513
	藤岡市	多野東部	1,400	10	11,183	7,128
	上野村	上野村	343	14	15,387	7,618
	神流町	神流川	827	7	25,987	4,121
	富岡市・甘楽町	鑓川東部	900	4	5,096	3,260
	南牧村	南牧村	826	7	23,787	3,716
	下仁田町	下仁田町	1,355	14	78,005	8,685
生 産 森 林 組 合	総数	1,047	-	254,438	786	
	高崎市	相間	27	-	6,600	29
		柏木山	281	-	13,632	81
		島山相吉	20	-	9,304	39
		中尾	27	-	27,810	29
		木ノ下	23	-	17,500	35
		権田	202	-	90,440	254
	松井田町	横川	35	-	11,900	127
		土塩中組	26	-	4,760	15
	神流町	高萩	21	-	13,570	37
	下仁田町	馬山	87	-	43,500	64
	富岡市	上丹生	174	-	870	24
		上高尾	72	-	9,144	22
		下高尾	52	-	5,408	30

注：令和5年度版森林組合現況表による。

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

区分 部門別		総数	烏川流域	碓氷川	神流川	上野村	多野東部	下仁田町	南牧村	鐺川東部
指導	収益	4,716	3,308	-	90	-	86	158	157	917
	費用	4,911	380	-	80	187	882	1,485	1,599	298
販売	収益	299,404	5,160	35,611	50,441	7,343	12,774	117,989	67,635	2,451
	費用	173,835	44	15,948	8,521	3,594	8,027	89,424	47,176	1,101
加工	収益	283,133	-	-	528	192,827	-	89,539	239	-
	費用	248,064	-	-	566	183,068	-	64,409	21	-
森林整備 ・利用	収益	1,119,659	202,941	123,130	106,287	102,433	210,216	155,596	88,353	130,703
	費用	735,454	101,706	72,713	61,604	89,179	163,003	88,632	63,843	94,774
購買	収益	15,165	2,245	1,082	2,179	2,842	2,560	1,900	1,450	907
	費用	13,273	1,982	942	1,989	2,578	2,200	1,506	1,241	835
金融	収益	46	7	-	-	-	12	-	-	27
	費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業管理費		463,032	81,641	67,840	46,796	25,045	52,056	118,406	39,775	31,473
収益		1,722,123	213,661	159,823	159,525	305,445	225,648	365,182	157,834	135,005
費用		1,175,537	104,112	89,603	72,760	278,606	174,112	245,456	113,880	97,008
事業総利益		83,554	27,908	2,380	39,969	1,794	-520	1,320	4,179	6,524

注：令和5年度版森林組合現況表による。

(5) 林業事業者等の現況

単位：事業者数

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業		木材・木製品製造業			その他
				うち 素材市売市場	製造業	チップ生産	その他	
総数	-	41	35	1	35	2	-	26
高崎市	-	11	11	-	7	-	-	8
安中市	-	4	5	-	1	-	-	6
藤岡市	-	6	9	1	5	-	-	8
上野村	-	4	-	-	1	-	-	-
神流町	-	2	-	-	-	1	-	-
富岡市	-	3	2	-	4	1	-	1
下仁田町	-	8	7	-	12	-	-	2
南牧村	-	2	-	-	2	-	-	-
甘楽町	-	1	1	-	3	-	-	1

注：令和5年次木材基本調査による。

(6) 林業労働力の概況

ア 林業後継者等

区 分	林研グループ		
	団体数	人数	摘 要
総 数	9	106	
高崎市	4	44	
安中市	-	-	
藤岡市	4	56	
上野村	-	-	
神流町	1	6	
富岡市	-	-	
下仁田町	-	-	
南牧村	-	-	
甘楽町	-	-	

注：令和6年8月1日時点

イ 森林組合における作業班の年齢階層別作業員数

単位：人

組合名	総数		30才未満		30～39		40～49		50～59		60才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	112	9	20	-	18	5	22	-	31	1	21	3
烏川流域	14	-	4	-	1	-	2	-	5	-	2	-
碓氷川	9	-	-	-	4	-	1	-	3	-	1	-
神流川	9	-	1	-	3	-	4	-	1	-	-	-
上野村	22	7	5	-	4	3	4	-	7	1	2	3
多野東部	18	-	4	-	4	-	3	-	4	-	3	-
下仁田町	21	1	4	-	-	1	4	-	8	-	5	-
南牧村	9	1	2	-	1	1	1	-	1	-	4	-
鐺川東部	10	-	-	-	1	-	3	-	2	-	4	-

注：令和5年度版森林組合現況表による。

ウ 森林組合における作業班員の就業日数別作業員数

単位 実人員：人、延日数：日

組合名	総数		59日以下		60～149		150～209		210日以上	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総数	121	25,815	10	231	9	1,000	7	1,278	95	23,306
烏川流域	14	3,551	-	-	1	104	-	-	13	3,447
碓氷川	9	2,353	-	-	-	-	-	-	9	2,353
神流川	9	1,271	4	66	-	-	1	191	4	1,014
上野村	29	6,766	-	-	1	146	-	-	28	6,620
多野東部	18	3,675	1	23	2	261	1	182	14	3,209
下仁田町	22	4,174	3	103	3	293	2	406	14	3,372
南牧村	10	1,690	2	39	2	196	1	164	5	1,291
鐺川東部	10	2,335	-	-	-	-	2	335	8	2,000

注：令和5年度版森林組合現況表による。

(7) 林業機械化の概況

機械種名	摘要	単位	所有区分別数量								
			公有林	学校林	会社	森林組合	その他組合	林研グループ	集落	個人	合計
ハーベスタ		台	2	-	4	3	1	-	-	-	10
タワーヤーダ		〃	2	-	-	2	-	-	-	-	4
スイングヤーダ		〃	1	-	4	8	1	-	-	-	14
フォワーダ	積載式集材専用トラクタ	〃	2	-	11	12	3	-	-	-	28
プロセッサ		〃	1	-	6	5	2	-	-	-	14
スキッダ	牽引式集材専用のトラクタ	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械以外の高性能林業機械	〃	-	-	1	4	1	-	-	-	6

注：1 本表の林業機械は、主として伐採搬出（貯木場での作業を含む）、育林（苗木生産、地拵、植付、下刈、除伐等）に使用されるもの。（製材工場で使用されるものは含まない。）

2 令和4年度において1日以上稼働したもので、令和5年3月31日現在保有しているもの。

3 その他組合とは機械利用共同組合、素材生産組合等。

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 路線数：箇所 延長：m 密度m/ha

区分	路線数累計	延長累計	密度
総数	2,391	1,896,052	23
高崎市	690	478,924	27
安中市	339	210,201	22
藤岡市	258	255,440	25
上野村	120	130,676	13
神流町	249	209,626	25
富岡市	121	119,440	25
下仁田町	360	293,176	23
南牧村	128	107,442	15
甘楽町	126	91,127	32

注：令和5年度までの累計の実績である。

(9) その他

林産物の生産量

区分	生しいたけ t	乾しいたけ t	なめこ t	えのきたけ t	ひらたけ t	ぶなしめじ t	まいたけ t	竹材 束
総数	2,896	18	784	-	19	-	760	-
高崎市	114	0	758	-	19	-	238	-
安中市	1,677	14	0	-	-	-	214	-
藤岡市	29	0	-	-	-	-	6	-
上野村	444	1	-	-	0	-	2	-
神流町	0	0	-	-	-	-	-	-
富岡市	337	2	16	-	-	-	300	-
下仁田町	233	1	-	-	-	-	-	-
南牧村	-	-	-	-	-	-	-	-
甘楽町	62	0	10	-	-	-	-	-

区分	桐材 m3	木炭 t	薪 t	タケノコ t	フキ t	フキノトウ t	ワラビ t	タラノメ t
総数	56	29	-	1	1	2	2	1
高崎市	56	-	-	1	1	0	0	0
安中市	-	-	-	-	-	0	2	0
藤岡市	-	-	-	-	0	2	0	0
上野村	-	26	-	-	-	0	0	0
神流町	-	-	-	-	-	-	-	-
富岡市	-	3	-	-	-	-	-	-
下仁田町	-	-	-	-	-	-	-	-
南牧村	-	-	-	-	-	-	-	-
甘楽町	-	0	-	-	-	-	-	-

注：令和5年次の実績である。

4 前期計画の実行状況（過去5年間）

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	260	780	1,040	178	1,026	1,204	68	132	116
針葉樹	190	780	970	141	1,026	1,167	74	132	120
広葉樹	70	—	70	37	—	37	53	—	53

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年（令和2～令和6年度）の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和6年度の実行量は見込値である。

(2) 間伐面積

単位 面積：h a、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
9,100	3,548	39

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年（令和2～令和6年度）の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和6年度の実行量は見込値である。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：h a、実行歩合：%

総 数			人工造林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,250	219	18	1,030	115	11	220	104	47

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年（令和2～令和6年度）の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和6年度の実行量は見込値である。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	18.6	4.6	25%	217.4	15.7	7%
うち林業専用道	7.8	2.2	28%	1.0	0.3	30%

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(令和2～令和6年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和6年度の実行量は見込値である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	460	149	32	6	1	17
水源涵養のための保安林	346	7	2	-	0	-
災害防備のための保安林	105	142	135	6	1	17
保健、風致の保存等のための保安林	9	-	-	-	-	-

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
-	-	-

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

区分	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
山地治山(箇所)	90	79	88
総合治山(箇所)	-	-	-
水源地域整備(箇所)	2	2	100
保安林整備(地区)	14	12	86

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(令和2～令和6年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和6年度の実行量は見込値である。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

施業区分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	-	-	-
	人工林	-	-	-
	天然林	-	-	-
保 育		-	-	-
伐 採	総 数	-	-	-
	主 伐	-	-	-
	間 伐	-	-	-
その他		-	-	-

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(令和2～令和6年度)の計画量である。
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
 ただし、令和6年度の実行量は見込値である。

5 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：h a

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物敷 地及びその付 帯施設	道 路 敷	ダム敷	採石採土地	そ の 他 民 有 地	原 野	合 計
20	-	5	6	1	1	214	0	247

注：前計画の前半5ヶ年(令和2～令和6年度)での異動量である。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：h a

原 野	農 用 地	牧草採草地	そ の 他 民 有 地	国 有 林 官行造林地	合 計
3	2	-	-	-	5

注：前計画の前半5ヶ年(令和2～令和6年度)での異動量である。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：h a、材積：1,000m³、延長：km

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総 数	980	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
		針葉樹	880	910	910	910	910	910	910	910
		広葉樹	100	110	110	110	110	110	110	110
	主伐	総 数	390	430	430	430	430	430	430	430
		針葉樹	290	320	320	320	320	320	320	320
		広葉樹	100	110	110	110	110	110	110	110
	間伐	総 数	590	590	590	590	590	590	590	590
		針葉樹	590	590	590	590	590	590	590	590
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-
造林面積	総 数	1,610	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	
	人工造林	1,250	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390	
	天然更新	360	360	360	360	360	360	360	360	
林道開設延長		6	7	36						

注：第Ⅰ分期は令和7年度から5年間、第Ⅱ分期は令和12年度から5年間、以下5年ごとの計画量である。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：h a、材積：1,000m³

区分		面積												材積	
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	21齢級 以上		
第I 分期	総数	81,956	324	644	1,458	3,126	6,154	13,960	24,774	19,458	6,324	3,015	2,718	32,075	
	人工林	総数	45,585	166	364	986	2,093	3,872	9,148	15,444	8,723	2,608	1,156	1,025	26,348
		育成単層林	45,086	166	349	915	1,949	3,833	9,101	15,368	8,660	2,586	1,150	1,009	26,160
		育成複層林	499	-	15	71	144	39	47	76	63	22	7	16	188
	天然林	総数	36,372	158	280	472	1,033	2,283	4,812	9,330	10,735	3,716	1,858	1,694	5,727
		育成単層林	146	4	1	9	23	44	22	32	7	4	-	0	21
		育成複層林	41	-	-	1	-	1	3	13	14	8	-	1	7
		天然生林	36,186	155	280	461	1,010	2,238	4,788	9,284	10,714	3,704	1,858	1,692	5,699
	第III 分期	総数	81,304	2,686	324	644	1,458	3,117	6,093	13,667	23,872	18,454	5,873	5,116	33,248
人工林		総数	45,138	1,425	166	364	986	2,089	3,838	8,958	14,855	8,209	2,379	1,869	27,573
		育成単層林	44,539	1,325	166	349	915	1,945	3,799	8,911	14,779	8,146	2,357	1,847	5,675
		育成複層林	599	100	-	15	71	144	39	47	76	63	22	22	256
天然林		総数	36,166	1,261	158	280	472	1,028	2,255	4,709	9,017	10,245	3,494	3,247	5,675
		育成単層林	152	6	4	1	9	23	44	22	32	7	4	-	24
		育成複層林	39	-	-	-	1	-	1	3	13	14	8	-	6
		天然生林	35,975	1,255	154	279	461	1,005	2,211	4,684	8,972	10,224	3,482	3,247	5,644
第V 分期		総数	80,728	3,928	2,686	324	644	1,454	3,088	5,966	13,158	22,527	17,134	9,819	32,382
	人工林	総数	44,778	2,300	1,425	166	364	984	2,072	3,759	8,606	13,934	7,504	3,664	26,860
		育成単層林	44,059	2,180	1,325	166	349	913	1,928	3,720	8,559	13,858	7,441	3,620	5,522
		育成複層林	719	120	100	-	15	71	144	39	47	76	63	44	303
	天然林	総数	35,950	1,628	1,261	158	280	470	1,016	2,207	4,552	8,593	9,630	6,155	5,522
		育成単層林	160	8	6	4	1	9	23	44	22	32	7	4	23
		育成複層林	39	-	-	-	-	1	-	1	3	13	14	8	7
		天然生林	35,750	1,620	1,255	154	279	459	993	2,163	4,527	8,548	9,609	6,143	5,492
	第VII 分期	総数	80,138	5,038	3,928	2,686	324	642	1,439	3,024	5,748	12,400	20,758	24,151	30,603
人工林		総数	44,419	3,083	2,300	1,425	166	363	975	2,030	3,614	8,061	12,693	9,709	25,273
		育成単層林	43,556	2,939	2,180	1,325	166	348	904	1,886	3,575	8,014	12,617	9,602	5,330
		育成複層林	863	144	120	100	-	15	71	144	39	47	76	107	345
天然林		総数	35,719	1,955	1,628	1,261	158	279	464	994	2,134	4,339	8,065	14,442	5,330
		育成単層林	166	10	8	6	4	1	9	23	44	22	32	7	25
		育成複層林	32	-	-	-	-	-	1	-	1	3	13	14	5
		天然生林	35,521	1,945	1,620	1,255	154	278	453	971	2,090	4,314	8,020	14,421	5,300
第IX 分期		総数	79,508	5,918	5,038	3,928	2,685	324	635	1,409	2,913	5,422	11,403	39,833	28,322
	人工林	総数	44,053	3,717	3,083	2,300	1,425	166	360	955	1,952	3,388	7,330	19,377	23,192
		育成単層林	43,017	3,544	2,939	2,180	1,325	166	345	884	1,808	3,349	7,283	19,194	5,130
		育成複層林	1,036	173	144	120	100	-	15	71	144	39	47	183	386
	天然林	総数	35,455	2,201	1,955	1,628	1,260	158	275	454	961	2,034	4,073	20,456	5,130
		育成単層林	170	11	10	8	6	4	1	9	23	44	22	32	26
		育成複層林	18	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	13	3
		天然生林	35,267	2,190	1,945	1,620	1,254	154	274	443	938	1,990	4,048	20,411	5,101

注：第I分期は令和7年度、第III分期は令和17年度における資源量である。

(1) 年度別森林資源表 (県計)

単位 面積:ha、材積・成長量:1,000m³

区分 樹立年度 (樹立計画区)	面積 材積 成長量	総数	立木地									その他
			総数			人工林			天然林			
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
平成25年度 (吾妻)	面積	228,741	221,237	117,217	104,020	109,719	108,362	1,356	111,518	8,855	102,663	7,504
	材積	63,738	63,738	49,206	14,532	47,849	47,765	84	15,889	1,441	14,448	—
	成長量	907	907	749	157	746	741	4	161	8	153	—
平成27年度 (西毛)	面積	228,889	221,367	117,265	104,102	109,833	108,409	1,423	111,535	8,856	102,679	7,522
	材積	65,437	65,437	50,655	14,783	49,308	49,214	94	16,129	1,441	14,688	—
	成長量	868	868	716	153	712	707	5	156	8	148	—
平成28年度 (利根上流)	面積	229,313	221,668	117,338	104,330	109,997	108,532	1,465	111,671	8,806	102,865	7,644
	材積	66,116	66,116	51,181	14,935	49,817	49,718	100	16,299	1,463	14,836	—
	成長量	854	854	704	150	701	696	5	154	9	145	—
平成29年度 (利根下流)	面積	229,339	221,596	117,323	104,273	110,039	108,514	1,525	111,557	8,809	102,749	7,743
	材積	67,026	67,026	51,995	15,031	50,642	50,531	111	16,384	1,464	14,920	—
	成長量	837	837	690	147	686	681	5	151	9	142	—
平成30年度 (吾妻)	面積	229,350	221,533	117,303	104,230	110,168	108,463	1,705	111,365	8,839	102,525	7,817
	材積	67,636	67,636	52,474	15,162	51,120	50,999	122	16,515	1,475	15,040	—
	成長量	822	822	677	145	675	669	6	147	9	139	—
令和2年度 (西毛)	面積	231,268	223,293	118,343	104,951	111,243	109,503	1,740	112,050	8,839	103,211	7,975
	材積	69,901	69,901	54,431	15,469	53,087	52,956	131	16,814	1,476	15,339	—
	成長量	799	799	658	141	656	650	6	144	9	135	—
令和3年度 (利根上流)	面積	231,160	223,156	118,257	104,899	111,252	109,489	1,762	111,905	8,768	103,137	8,004
	材積	70,386	70,386	54,813	15,574	53,459	53,323	136	16,927	1,489	15,438	—
	成長量	784	784	646	138	644	638	6	140	8	132	—
令和4年度 (利根下流)	面積	230,923	222,759	117,941	104,818	110,986	109,173	1,813	111,773	8,768	103,005	8,163
	材積	70,974	70,974	55,318	15,656	53,973	53,828	145	17,001	1,490	15,512	—
	成長量	766	766	631	135	629	623	6	137	8	129	—
令和5年度 (吾妻)	面積	230,839	222,709	117,892	104,817	111,015	109,122	1,893	111,694	8,770	102,923	8,131
	材積	71,484	71,484	55,694	15,790	54,361	54,201	159	17,124	1,493	15,631	—
	成長量	754	754	620	133	619	612	7	134	8	126	—
令和7年度 (西毛)	面積	230,747	222,668	117,827	104,841	110,959	109,057	1,902	111,709	8,770	102,939	8,079
	材積	73,042	73,042	57,075	15,968	55,735	55,563	172	17,307	1,512	15,795	—
	成長量	719	719	591	128	590	583	7	129	8	121	—

注：県全体の森林資源量を、地域森林計画の樹立のあった年度毎に示したものである。

(2) 持続的伐採可能量

ア 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：1,000m³

主伐（皆伐）上限量の目安
543

イ 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％、材積：1,000m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	543	118	661
90	489		607
80	434		552
70	380		498
60	326		444
50	272		390
40	217		335
30	163		281
20	109		227
10	54		172

注：1 間伐立木材積は本文「Ⅱ計画事項」の「第6計画量等」の「1間伐立木材積その他の伐採立木材積」に定める計画量（単年度相当量）である。

2 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でない。